

# 有価証券報告書

事業年度 自 平成29年4月1日  
(第102期) 至 平成30年3月31日

松井証券株式会社

---

# 有価証券報告書

---

- 1 本書は金融商品取引法第24条第1項に基づく有価証券報告書を、同法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した有価証券報告書に添付された監査報告書及び上記の有価証券報告書と併せて提出した内部統制報告書・確認書を末尾に綴じ込んでおります。

# 目 次

頁

## 第102期 有価証券報告書

【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【沿革】	3
3 【事業の内容】	4
4 【関係会社の状況】	4
5 【従業員の状況】	4
第2 【事業の状況】	5
1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】	5
2 【事業等のリスク】	7
3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	12
4 【経営上の重要な契約等】	14
5 【研究開発活動】	14
第3 【設備の状況】	15
1 【設備投資等の概要】	15
2 【主要な設備の状況】	15
3 【設備の新設、除却等の計画】	15
第4 【提出会社の状況】	16
1 【株式等の状況】	16
2 【自己株式の取得等の状況】	24
3 【配当政策】	25
4 【株価の推移】	25
5 【役員の状況】	26
6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】	29
第5 【経理の状況】	35
1 【財務諸表等】	36
第6 【提出会社の株式事務の概要】	67
第7 【提出会社の参考情報】	68
1 【提出会社の親会社等の情報】	68
2 【その他の参考情報】	68
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	69

監査報告書

内部統制報告書

確認書

**【表紙】**

**【提出書類】** 有価証券報告書

**【根拠条文】** 金融商品取引法第24条第1項

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 平成30年6月18日

**【事業年度】** 第102期(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

**【会社名】** 松井証券株式会社

**【英訳名】** MATSUI SECURITIES CO., LTD.

**【代表者の役職氏名】** 代表取締役社長 松井 道夫

**【本店の所在の場所】** 東京都千代田区麴町一丁目4番地

**【電話番号】** 03(5216)0606 (代表)

**【事務連絡者氏名】** 取締役財務部長 鶴澤 慎一

**【最寄りの連絡場所】** 東京都千代田区麴町一丁目4番地

**【電話番号】** 03(5216)0606 (代表)

**【事務連絡者氏名】** 取締役財務部長 鶴澤 慎一

**【縦覧に供する場所】** 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第98期	第99期	第100期	第101期	第102期
決算年月	平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月	平成29年3月	平成30年3月
営業収益 (百万円)	39,883	34,306	34,435	27,727	32,210
純営業収益 (百万円)	38,738	32,893	33,003	26,499	30,480
経常利益 (百万円)	27,175	22,202	21,833	15,044	18,632
当期純利益 (百万円)	16,300	15,571	14,763	10,697	12,908
持分法を適用した場合の投資利益 (百万円)	—	—	—	—	—
資本金 (百万円)	11,945	11,945	11,945	11,945	11,945
発行済株式総数 (株)	269,264,702	269,264,702	259,264,702	259,264,702	259,264,702
純資産額 (百万円)	85,365	90,029	92,718	94,820	98,751
総資産額 (百万円)	688,353	817,183	663,425	770,716	836,318
1株当たり純資産額 (円)	332.51	350.63	361.01	369.02	384.12
1株当たり配当額 (うち1株当たり 中間配当額) (円)	50.00 (30.00)	40.00 (20.00)	45.00 (25.00)	33.00 (13.00)	44.00 (17.00)
1株当たり当期 純利益 (円)	63.49	60.65	57.50	41.67	50.28
潜在株式調整後 1株当たり当期 純利益 (円)	—	60.64	57.49	41.65	50.24
自己資本比率 (%)	12.4	11.0	14.0	12.3	11.8
自己資本利益率 (%)	19.6	17.8	16.2	11.4	13.4
株価収益率 (倍)	16.51	18.00	16.68	20.90	19.17
配当性向 (%)	78.8	66.0	78.3	79.2	87.5
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△18,060	21,871	43,431	11,510	△39,665
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△1,142	2,068	△824	△2,014	△2,067
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	25,910	△21,867	△48,147	△10,269	51,908
現金及び現金同等物 の期末残高 (百万円)	33,333	35,406	29,865	29,093	39,269
従業員数 〔外、平均臨時 雇用者数〕 (人)	124 [151]	120 [156]	121 [195]	123 [197]	130 [191]

(注) 1 営業収益には、消費税等は含まれておりません。

2 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため、記載しておりません。

3 第98期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

4 第102期の1株当たり配当額44円のうち、期末配当27円については、平成30年6月24日開催予定の定時株主総会の決議事項になっております。

## 2 【沿革】

当社は大正7年5月、東京・日本橋において創業された松井房吉商店に始まり、昭和6年3月に法人組織に改組し、株式会社松井商店として設立され、今日に至っております。

年月	沿革
昭和 6年 3月	株式会社松井商店設立
昭和22年12月	松井証券株式会社に商号変更
昭和23年 8月	証券業登録
昭和24年 4月	松井武が2代目代表取締役社長に就任 東京証券取引所（再開）の正会員（現、総合取引参加者）加入
昭和43年 4月	旧証券取引法による免許取得
昭和54年 1月	本社を東京都中央区日本橋一丁目20番7号に移転
昭和62年12月	松井正俊が3代目代表取締役社長に就任
平成 7年 6月	松井道夫が4代目代表取締役社長に就任（現任）
平成 8年 4月	株式保護預かり料の無料化を導入
平成 9年 2月	店頭登録株式の委託手数料の半額化を導入
平成10年 5月	国内初の本格的インターネット取引「ネットストック」を開始 国内初のインターネットによる信用取引を開始 インターネットによる日経平均株価指数オプション取引「買建」の取扱開始
平成10年12月	旧証券取引法第28条による証券業の登録
平成11年10月	株式委託手数料完全自由化により、新しい委託手数料体系「ボックスレート」を導入
平成12年 6月	松井証券株式会社に商号変更
平成12年 9月	1日定額手数料制の新「ボックスレート」を導入
平成13年 3月	名古屋証券取引所の特定正会員（現、総合取引参加者）加入
平成13年 4月	店頭外国為替保証金取引「NetFx」を開始
平成13年 8月	当社株式を東京証券取引所市場第一部に上場（証券コード：8628） 信用取引最低保証金額の自主規制を撤廃
平成13年12月	一橋大学大学院国際企業戦略研究科が主催する「第1回ポーター賞」を受賞
平成14年 5月	「ネットストック」リニューアル 引受業務を開始
平成14年 9月	預かり株券等に預株料を付与する「預株」制度を導入
平成14年10月	外貨建MMFの取扱開始 未成年口座の受付開始
平成14年11月	贈与支援サービスを導入
平成15年 4月	株式・オプション取引を合わせた新「ボックスレート」を導入
平成15年 7月	無期限信用取引を開始
平成15年11月	「株券ゆうバック」サービスを導入
平成16年 6月	本社を東京都千代田区麹町一丁目4番地に移転登記
平成16年 7月	無期限信用取引「売建」の取扱開始
平成17年 4月	日経平均株価指数先物取引・同オプション取引「売建」の取扱開始
平成17年 7月	札幌にコールセンターを開設
平成18年 4月	手数料体系（株式、先物・オプション）を幅広い投資家層に対応した料金体系に改定
平成18年 7月	「日経225mini」の取扱開始

年月	沿革
平成18年 9月	リアルタイム・トレーディングツール「ネットストック・ハイスピード」を導入
平成19年11月	日経平均株価指数先物取引・同オプション取引におけるイブニング・セッションの取扱開始 資金の引き出しがリアルタイムで行える「即時出金サービス」を開始
平成20年 2月	東京証券取引所の「上場会社表彰制度」において「第6回（平成19年度）個人株主拡大表彰」を受賞
平成21年 3月	スマートフォン向けリアルタイム投資情報アプリケーション「株touch」を導入
平成23年 1月	少額投資の手数料無料化
平成23年11月	日経平均株価指数先物取引の手数料を主要ネット証券最安値水準に引き下げ
平成25年 1月	信用取引の規制緩和にあわせて、デイトレード限定の信用取引「一日信用取引」を導入
平成26年 3月	一日信用取引の「プレミアム空売りサービス」を開始
平成27年 2月	デイトレード限定の先物取引「一日先物取引」を導入
平成27年 5月	新たな顧客向けウェブサイト「ネットストック・スマート」を導入
平成28年10月	松井証券ウェブサイトの全面リニューアルを実施
平成28年11月	投資信託の取扱開始及びポートフォリオ提案サービス「投信工房」の提供開始
平成30年 3月	株式取引における「夜間取引」を開始
平成30年 5月	株式取引における価格改善サービス「ベストマッチ」の提供開始

### 3 【事業の内容】

当社は、個人投資家を対象としたオンライン証券取引サービス「ネットストック」の提供を主たる事業としております。具体的な事業としては、株式及び先物・オプションの委託売買業務、引受け並びに募集及び売出しの取扱、店頭外国為替保証金取引サービス「NetFx」等を行っております。なお、当社はオンライン証券取引サービスの単一セグメントであるため、セグメントごとの記載を省略しております。

### 4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

### 5 【従業員の状況】

#### (1) 提出会社の状況

(平成30年3月31日現在)			
従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
130(191)	39.4	12.9	8,260

- (注) 1 従業員数は就業人員であります。なお、休職者5名を含んでおります。  
2 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。  
3 臨時雇用者数は、直近1年間の平均就労人数を( )内に外数で記しております。  
4 当社はオンライン証券取引サービスの単一セグメントであるため、セグメントごとの記載を省略しております。

#### (2) 労働組合の状況

当社には、従業員により構成されている松井証券株式会社従業員組合が組織されており、本社に同組合本部が置かれております。平成30年3月31日現在における組合員数は95人です。

なお、労使関係については良好であり、紛争等特記すべき事項はありません。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

#### (1) 会社の経営の基本方針

当社は、「顧客中心主義」を企業理念として掲げ、「個人投資家にとって最高の取引環境を提供すること」を経営理念としております。「顧客中心主義」を実践するために、変化を恐れず、過去や業界の常識に執着せず、常に可能性を追求し、独自の発想に基づくイノベティブな商品・サービスを先駆けて提供することに努め、顧客の期待に応えます。

#### (2) 目標とする経営指標

当社は、限られた経営資源を有効活用することで、利益の最大化・株主価値の極大化を図ることを経営目標として掲げており、目標とする経営指標としては、資本の効率性（経営資源の有効活用度）を示すROE（自己資本当期純利益率）が最適と考えております。また、当社は、ROEを持続的な株主価値の創造に関わる重要な指標と位置付けており、中長期的に株主資本コスト（現状8%）を上回るROEを達成することを経営目標としております。

当事業年度のROEは13.4%となり、株式等委託手数料率の上昇や、株式等委託売買代金及び信用取引平均残高の増加等を背景に、前事業年度の11.4%から上昇しました。上記の目標値を達成しており、今後も中長期的な資本効率の向上に努めます。

#### (3) 中長期的な会社の経営戦略

##### (a) 株式ブローキング業務の強化

当社は、オンラインベースのブローキング業務を重視し、「選択と集中」を進めることで収益の最大化を図ります。当社のコア業務である株式ブローキング業務については、個人投資家の様々なニーズの中から絞込みを行い、最も合致した商品・サービスを開発・提供することで顧客満足度を高め、顧客基盤の強化を図る戦略が効果的であると認識しております。

当事業年度においては、PTS（私設取引システム）への注文の取次ぎを開始し、夜間取引の取扱いを開始したほか、ネットストック・ハイスピードを始めとする各種取引ツールを継続的に改善しました。今後も個人投資家のニーズに合致したサービスを開発・提供することで顧客満足度を高め、個人投資家から選ばれる証券会社になることを目指します。

##### (b) 商品・サービスの拡充

当社は、コア業務である株式ブローキング業務に加え、オンラインベースでの先物取引、外国為替保証金取引（FX）、投資信託等の各業務についても強化します。当事業年度においては、AIを活用したFX向け情報ツール「AIチャート・FX」の提供を開始したほか、ロボアドバイザーによるポートフォリオ提案サービス「投信工房」において、ポートフォリオ運用にかかる管理料が無料のアドバイス型サービスとしては日本初となる「自動リバランス」機能を追加するなど、サービスの拡充・改善に努めました。また、当社の取扱商品・サービスを補完するための取組みとして、フィンテック企業との提携を積極的に進め、不動産クラウドファンディング「OwnersBook」及び自動貯金サービス「finbee」とのサービス連携を実施しました。

##### (c) ブランドの確立

当社はこれまで、手数料の自由化以前に証券業界で横並びであった株式保護預かり料を無料化したことや、一日定額制の手数料体系「ボックスレート」を採用したこと、返済期限が実質無期限の「無期限信用取引」を導入したこと、信用取引の規制緩和にあわせて手数料及び金利・貸株料が原則として無料となるデイトレード限定の「一日信用取引」を導入したこと等、業界の慣習を打ち破る施策を率先して実施したことにより、個人投資家から支持されてきたと認識しております。

当事業年度においては、平成28年11月に取扱いを開始した投資信託について、「お客様の最善の利益の追求」、「利益相反の適切な管理」、「お客様にふさわしいサービスの提供」を担保する目的で、「投資信託の販売に係る基本方針」を公表し、その中で販売手数料を徴収しないこと、商品の仕組みが複雑な投資信託は取扱わないことを宣言しました。顧客本位のサービス提供に努める姿勢を示すことにより、他社との差別化を図ります。また、ロボアドバイザーを活用した当社独自のポートフォリオ提案サービス「投信工房」は、投資の初心者でも、国際分散投資による安定した資産運用を「いつでも」、「簡単」、「手軽に」、「低コストで」開始できるようなサービスを実現しており、これまで証券業界がアプローチしきれていなかった顧客層の獲得を図ります。当社は創業100周年を迎えますが、今後も新たな施策を顧客に提示し続けることで、「イノベティブな証券会社」としてのブランドの確立・浸透に取り組みます。



#### (4) 会社の対処すべき課題

##### (a) 顧客基盤の拡大

当社を含むオンライン証券会社は、口座数ベースでは幅広い顧客基盤を有しているように見えますが、口座数全体に対する稼働口座数の比率は低く、取引頻度が高い一部の顧客に収益の大半を依存している状況にあります。そのため、顧客層の裾野拡大に継続して取り組むことが今後の課題となっております。当事業年度においては、SNSを活用した広告宣伝や、WEB上で口座開設申込手続きが完了するよう口座開設申込画面の刷新を行ったほか、WEBサイトにおいて新規顧客の獲得や潜在顧客を取引へつなげるための導線を改善するなど、引き続きデジタルマーケティングの強化に取り組んでおります。

他方、対面証券に預けられている個人投資家の金融資産は継続的にオンライン証券業界に流入し、個人株式保有額に占めるオンライン証券の割合は年々拡大しております。そこで当社としては、取引頻度が高い顧客向けのトレーディング・サービスを継続して強化するとともに、取引頻度は低いものの将来に向けて資産形成を目指す顧客に向けたアセット・サービスである投資信託にも注力します。投資信託の分野においても、株式と同様に、対面証券からオンライン証券への顧客及び資産の流入推進に取り組み、新たな顧客層の獲得を図ります。

##### (b) 取引システムの安定性の確保及び取引ツールの拡充

取引システムの安定性の確保は、オンライン証券会社の生命線です。顧客が安心して取引することができるよう、システム障害やサイバー攻撃、自然災害といった想定されるリスクへの対策を講じるとともに、取引量の増加に備えたキャパシティを確保し、取引システムの安定的な稼働に努めます。また、個人投資家にとって最高の取引環境を提供することは当社の経営理念であり、他社との差別化に資するため、顧客向け取引ツールについてもIT技術の進化・普及等を踏まえて拡充し、個人投資家の取引スタイルの変化に応じた取引環境の提供に努めます。当事業年度においては、AIを活用したFX向け情報ツール「AIチャート・FX」や「投信工房」のスマートフォン向けアプリの提供を開始するなど、引き続き取引環境の改善に取り組んでおります。

##### (c) コンプライアンス体制の強化及び顧客サポート体制の充実

当社では、金融機関としての信頼性の維持・向上に資するコンプライアンス体制について、より一層の強化に努めます。また、新商品や新サービス提供等の業容拡大に対応するため、店舗を有しないオペレーションの特殊性を踏まえ、コールセンターを通じた顧客サポート体制についても更なる充実を図ります。当事業年度においては、iDeCo（個人型確定拠出年金）の取扱い開始に合わせて、コールセンターに「iDeCoサポート」を設け、専門のオペレーターが対応する体制を整えております。

##### (d) 低コスト体制の維持

証券業の業績は、株式市況の動向に大きく左右されるため、当社の主たる収益源である株式等委託手数料収入や金利収入の振れ幅は比較的大きいといえます。また、業界における各種取引手数料は、諸外国と比較して最低水準にまで低下しております。この数年、顧客の争奪に係る手数料引き下げ競争は落ちついておりますが、米国においてフィンテックベンチャーの参入を契機にオンライン証券業界における手数料引き下げ競争が再燃していること、日本においても新規参入企業の発表が相次いでいることを踏まえると、再び価格競争が生じる可能性は否定できません。そのような中で継続的に利益を生み出すためには、低コスト体制の維持が不可欠です。効率的な事業オペレーションは当社の競争優位性にも資するものと考えており、引き続きコスト管理について厳格に取り組むことで、低コスト体制を維持します。

##### (e) 株主への利益還元

当社は、株主への利益還元を重要な経営課題として位置付けております。業績に応じた株主利益還元策の実施を基本方針とし、新たな成長に資する戦略的な投資による企業価値拡大の追求と併せて、株主の期待に応えます。配当政策につきましては、「第4 提出会社の状況 3 配当政策」をご参照ください。

## 2 【事業等のリスク】

当社の経営成績及び財政状態等に影響を与え、投資家の判断に重要な影響を及ぼす可能性があると考えられる主なリスク要因は以下のとおりです。なお、文中における将来に関する事項は、当事業年度末（平成30年3月31日）現在において当社が判断したものです。

### (1) 経営成績の変動について

当社の主たる業務である個人投資家向けの株式委託売買業務の業績は、株式市場の動向に大きく左右されます。現在の当社の主要な収益源は、株式委託手数料及び信用取引顧客への資金の貸付け等から得られる金利収入であります。今後、株式市場において、個人投資家の取引が停滞あるいは減少する場合、当社顧客の取引金額及び信用取引顧客への貸付金額が停滞あるいは減少する可能性があります。その場合には、当社の業績に悪影響を与える可能性があります。

また、当社はオンライン株式市場の拡大を前提として事業戦略を立てておりますが、インターネット経由の株式取引が、必ずしも見込みどおりに継続して拡大するという保証はありません。株式市場の将来動向を予測することは困難であることから、当社の過年度の経営成績だけでは今後の当社の業績の判断材料として不十分な面があります。

### (2) 他の証券会社との競争について

当社は、個人投資家向けの株式委託売買業務を主業務として事業運営を行っておりますが、同業務を行う競合他社には、当社に比べ、より大きな資金力・技術力・営業力・その他経営資源を有する者、より顧客に有利な取引条件を提示する者、より広範なサービスを提供する者、より高い知名度、幅広い顧客層を持つ者、より多くの広告を行う者、サービスないし商品の向上を行うことが可能な他社と資本関係または提携関係等にある者等が存在し、厳しい競争に晒されています。中でも、顧客獲得のため、より低価格の委託手数料を提示するオンライン証券会社が多数存在しております。

また、今後、幅広い金融サービスを提供しようとする銀行や証券会社の出現、外資系企業や異業種からの新たな参入、競合他社同士の合併・業務提携等により、競合他社との競争が、これまで以上に厳しくなることも想定されます。このように証券会社間の競争が今後、さらに激化した場合には、当社の既存顧客が他社へ口座を移すことや新たに顧客を獲得するために必要な一人当たりの限界費用が増加する可能性があります。その場合には、当社の業績に悪影響を与える可能性があります。

### (3) 事業が多角化されていないことについて

多様な分野でサービスを提供する金融機関とは異なり、現在、当社の収益は主に株式委託売買業務から得られております。当社は、株式委託売買業務をコア業務として強化することに加え、オンラインベースでの株価指数先物取引、日経平均株価指数オプション取引及び店頭外国為替保証金取引（NetFX）の提供、投資信託の販売等の各業務についても注力しておりますが、原則として、安易な多角化は行わず、経営資源を一定の分野に集中する戦略をとっております。そのため、当社は、注力する事業に収益の大半を依存する構造になっております。今後、他社との競争状況、市況の変動または規制の強化等によっては、当社の株式委託売買業務における取扱金額が減少または手数料率が低下し、当社の主たる収益源である株式委託手数料収入が減少する可能性があります。その場合には、当社の業績に悪影響を与える可能性があります。

また、当社が現在の戦略を変更し、多角化を図っていくことを決定した場合にも、新分野における市場動向や競合他社等に関する知識・ノウハウの不足等により、必ずしも見込みどおりに事業の拡大が進む保証はありません。

#### (4) 信用取引等に関するリスクについて

##### ①信用取引への依存が高いことについて

信用取引は株式委託手数料のみならず金融収益も期待できることから、当社は信用取引に対する取組みを積極的に進めております。当社の株式委託売買代金においても、信用取引への依存度が高くなっており、今後、市場金利の上昇等により顧客への貸付金利が高くなる場合、法令あるいは金融商品取引所により委託保証金率の引き上げが求められる等の規制が強化される場合、法令等により新規売りに対する規制が強化される場合、当社が適正な金利で十分な資金を調達できず顧客に対して十分に信用の供与を行うことができなくなる場合、当社が自主的に信用の供与を行う銘柄数を絞り込む場合、あるいはより広範な顧客層をもつ証券会社が当社に比してより良い対処を行う場合、顧客が当社での信用取引の利用を手控え、当社の信用取引による株式委託手数料収入及び金利収入が停滞あるいは減少する可能性があります。その場合には、当社の業績に悪影響を与える可能性があります。

##### ②信用取引が自己資本規制比率に及ぼす影響について

金融商品取引業者には、金融商品取引法、金融商品取引業等に関する内閣府令及び金融商品取引業者の市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の算出の基準等を定める金融庁告示（以下「金融庁告示」といいます。）に基づき、一定の自己資本規制比率の維持が求められています。自己資本規制比率とは、固定化されていない自己資本額の、保有する有価証券の価格の変動その他の理由により発生し得るリスク相当額に対する比率をいいます（金融商品取引法第46条の6）。

金融商品取引業者は自己資本規制比率が120%を下回ることのないようにしなければなりません（同法同条第2項）、当社の自己資本規制比率は、平成30年3月末現在、十分な水準を維持しております。

金融庁告示により信用取引資産の2%が取引先リスク相当額とされており、信用取引残高の増大は、当社の取引先リスクを増大させることから、自己資本規制比率を引き下げる要因となります。今後、当社の信用取引残高が増加し続けた場合、自己資本規制比率を維持するためには、自己資本等の調達が必要となります。その際、当社が十分な自己資本等の調達が行えなかった場合、当社は顧客への信用供与を制限せざるを得なくなります。その場合には、当社の株式委託手数料収入・金利収入において機会損失が発生する可能性があります。また、規制内容が改正され、取引先リスク等の算定方法が変更された場合、自己資本規制比率を引き下げる要因となり得ます。

##### ③顧客に対する信用リスクについて

当社が収益の柱としている信用取引においては、顧客への信用供与が発生するため、市況の変動によっては顧客の信用リスクが顕在化する可能性があります。すなわち、顧客が信用取引等で損失を被った場合、または担保となっている代用有価証券の価値が下落した場合、顧客が預託する担保価値が十分なものでなくなり、顧客への信用取引貸付金を十分に回収できない可能性があります。その場合には、当社の業績に悪影響を与える可能性があります。

なお、株価指数先物取引、日経平均株価指数オプション取引（売建）及び店頭外国為替保証金取引（NetFx）においても、類似のリスクがあります。

##### ④資金調達に係るリスクについて

当社は、信用取引貸付金の原資として、制度信用取引については、自己調達資金に加え証券金融会社からの借入を利用してありますが、市況の変動により、証券金融会社に差入れた有価証券等の担保価値が低下した場合、追加の担保の差入れを求められることがあり、そのための借入等は当社が独自に行う必要があります。また、一般信用取引については、通常制度信用取引に比して証券金融会社からの資金の借入に制約があるため、現在は主に金融機関からの借入等により賄っておりますが、金融市場の動向、当社の経営状況あるいは当社の格付けの低下等によっては、適切な資金調達が行えない可能性があります。今後、調達費用の水準によっては当社の金融収支が悪化する可能性、あるいは必要資金の手当てができない場合、一般信用取引の利用を制限する可能性があります。その場合には、当社の業績に悪影響を与える可能性があるとともに、手数料収入・金利収入において機会損失が発生する可能性があります。

また、金融機関からの借入金の返済等に際して、金融市場の動向、当社の経営状況あるいは当社の格付けの低下等によっては、借り換えあるいは新規の借入や社債の発行等による資金調達が適切な条件で行えない可能性があります。その場合には、当社の業績に悪影響を与える可能性があります。

(5) システムリスクについて

顧客の取引に関する情報を、瞬時かつ大量に処理するオンライン株式委託売買業務にあつては、システムの安定稼働は重要な要素であり、システムに何らかの障害が発生し、機能不全に陥った場合には、当社の事業に重大な影響を及ぼす可能性があります。

これらのシステム障害は、ハードウェア、ソフトウェアの不具合及び人為的ミスによるものの他、アクセス数の突発的な増加、通信回線の障害、コンピュータウィルス、コンピュータ犯罪、災害等によっても生じ得るものがあります。当社が利用しているシステムは、アクセス数の増加を見込んだ上で設計されている他、システムの二重化等想定される様々なリスクへの対策を講じておりますが、想定を大幅に上回る注文が集中した場合や、その他の要因によりシステムに被害または停止等の影響が生じる場合には、顧客からの注文を適切に処理することができなくなる可能性があります。その場合には、当社の業績に悪影響を与える可能性があります。

また、システム障害が発生した場合、あるいはシステム障害時に当社が適切に対応できなかった場合には、当社が、監督官庁による処分を受ける可能性または損害賠償請求を含む何らかの責任を問われる可能性がある他、当社のシステム及びサポート体制に対する信頼が低下し、顧客離れが生じる可能性があります。その場合には、当社の業績に悪影響を与える可能性があります。

なお、誤操作・誤処理等の人為的な要因による予期せざるシステム処理あるいは事務処理が発生あるいはそれらを適切に制御できない場合、システムの機能不全あるいはその処理に伴う損失が発生し、当社の事業に重大な影響を及ぼす可能性があります。

(6) 引受業務について

当社は、新規公開株式等の引受業務を行っておりますが、有価証券の引受けを行う際、当社に引受責任が生じるため、引受リスクが発生します。当社は、公募・売出残株が生じないよう慎重に引受金額等の決定を行っておりますが、当社が引き受けた有価証券を販売することができない場合、公募・売出残株の株価動向によっては、当社は損失を被る可能性があります。また、引受業務を行った企業に何らかの不祥事が発生した場合、当社に対する信頼が低下し、顧客離れが生じる可能性がある他、顧客より損害賠償請求等の責任を問われる可能性があります。その場合には、当社の業績に悪影響を与える可能性があります。

(7) 個人情報等の取扱いについて

顧客の個人情報及び個人番号の不正取得や改変等の被害を防止することは、当社が事業を行う上で重要であります。当社は個人情報等が不正に使用されないよう十分なセキュリティ対策や、社内の管理及び業務委託先に対する監督を行っておりますが、今後、個人情報等の漏洩等があった場合、損害賠償の請求や、監督官庁による処分を受ける可能性がある他、当社の信用が著しく低下する可能性があります。その場合には、当社の業績に悪影響を与える可能性があります。

また、他の証券会社や電子商取引を行う企業のセキュリティや情報管理に対する信頼の低下が、インターネット、さらには、当社のシステムの信頼性の低下につながる可能性もあります。その場合には、当社の業績に悪影響を与える可能性があります。

(8) 外部事業者との契約について

当社は、様々な業務に関して、多くの外部事業者と契約を結んだ上で業務を委託しております。特に、当社の株式取引システムの運用・開発、ならびに、法定帳簿の作成及びデータ処理等バックオフィス関連業務を委託しているSCSK株式会社は、当社の重要な業務委託先であります。顧客に提供している自動更新型のトレーディングツールの運用、開発についても複数の外部事業者へ委託しております。札幌センターにおける顧客問合せ対応業務については、トランスコスモス株式会社から労働者派遣を受けて運営しております。また、当社が顧客へ提供する企業情報・市況情報・株価情報は、株式会社QUICKをはじめとする情報提供者からサービスの提供を受けております。

これらの外部事業者が、何らかの理由で当社へのサービスの提供を中断または停止する事態が生じ、当社が速やかに代替策を講じることができない場合、当社の業務に支障をきたす可能性があります。特に、SCSK株式会社との契約関係が維持できなくなった場合、または、同社のソフトウェア開発能力の低下等により、当社のシステムに問題が生じまたはそれが陳腐化し、顧客の信用を維持することができなくなった場合、当社あるいは第三者が新たに代替システムを構築する必要性が生じます。その際、速やかに適切な代替手段を講じることができない場合、当社は顧客へのサービスの提供を停止する可能性があり、当社の業績に悪影響を与える可能性があります。また、外部事業者との契約の改定等により、外部事業者に支払う費用の増額を求められる可能性があり、その場合には同様に、当社の業績に悪影響を与える可能性があります。

(9) 特定の経営陣への依存について

当社は、会社の規模が比較的小さいため、事業運営を、少人数の経営陣あるいは当社代表取締役社長である松井道夫に依存する度合いが高くなっております。したがって、これら経営陣が経営者としての任務を継続的に遂行することが、当社の発展を支える重要な要因でもあります。特に、松井道夫は、当社の経営におけるリーダーというのみならず、その高い知名度が当社の社会的認知度の向上にも繋がっており、当社の発展に不可欠な人材です。松井道夫あるいは少人数の経営陣の一部において業務の遂行ができなくなった場合、当社の業績に悪影響を与える可能性があります。

(10) 店頭外国為替保証金取引（NetFx）について

当社は、顧客が保証金を預託し外貨の売買を行う店頭外国為替保証金取引（NetFx）を行っております。顧客と当社は相対取引ですが、顧客との取引で発生したポジションにつきカバー取引を行わない範囲については、ポジションを保有するリスクが発生いたします。当社は、外国為替関連取引に係るディーリングについて社内規程等に基づき、原則として事前に設定されたアルゴリズムに基づくカバー取引・マリー取引を適切に行うことで為替変動リスクの制御に努めておりますが、これらの対応によっても同リスクを完全に回避することはできず、予期せぬ為替変動により、当社の財政状態に悪影響を与える可能性があります。

また、カバー先に預託する保証金は当社の自己資金で充当しているため、当社はカバー先の信用リスクを負っております（顧客の保証金は、自己の資金とは完全に区分して、信託銀行に預託しています）。今後の経済情勢等の変化により、カバー先の信用リスクが顕在化した場合には当社の財政状態に悪影響を与える可能性があります。

(11) 法令・規則等の改定による新たな規制の導入について

金融商品取引法、金融商品の販売等に関する法律、犯罪による収益の移転防止に関する法律、不当景品類及び不当表示防止法、個人情報保護に関する法律、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、その他の法令・規則等の改定等により、当社が行っている業務に対し、新たな規制が導入された場合には、関係業務の収益性が低下する可能性があります。その場合には、当社の業績に悪影響を与える可能性があります。

(12) 法令・規則等の遵守について

当社は、金融商品取引法、金融商品の販売等に関する法律、その他の法令・規則等に服しており、コンプライアンス体制の強化に努めておりますが、今後、法令・規則等に対する違反等があった場合、監督官庁による処分を受ける可能性がある他、当社の信用が著しく低下する可能性があります。その場合には、当社の業績に悪影響を与える可能性があります。

また、当社は、法令・規則等を遵守するよう、役職員に対するコンプライアンスの徹底を図っておりますが、その対策が有効に機能せず、役職員による内部者取引等の金融商品取引法その他の法令・規則等に対する違反等があった場合、当社の信用の低下につながる可能性があります。その場合には、当社の業績に悪影響を与える可能性があります。

(13) 自然災害等について

当社は、自然災害、火災、感染症の流行等によって通常の事業運営が困難となった場合に備え、事業継続計画を策定し、関連マニュアルの整備、定期的な訓練等を実施しておりますが、地震等の自然災害、火災、長期間の停電、感染症の流行、国際紛争、テロ攻撃等が発生した場合、当社の業績に悪影響を与える可能性があります。特に、当社は本社オフィス等の主要な事業所を首都圏に置いていることから、首都圏において自然災害等が発生した場合には、サービスの提供を停止する等の影響が生じる可能性があります。その場合には、当社の業績に悪影響を与える可能性があります。

(14) その他

当事業年度末現在において、重要な訴訟等は発生しておりません。

### 3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

#### (1) 経営成績等の状況の概要

当事業年度における当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー(以下、「経営成績等」という。)の状況の概要は次のとおりであります。なお、当社はオンライン証券取引サービスの単一セグメントであるため、セグメントごとの記載を省略しております。

##### ①経営成績の状況

当事業年度の国内株式市場は、期首に18,900円台であった日経平均株価が、米トランプ政権が法人減税に前向きな姿勢を示したことや、仏大統領選で親EU派のマクロン氏が勝利したことなどから上昇し、6月に約1年半ぶりとなる20,000円を回復しました。9月には、国連安保理による北朝鮮への追加制裁決議の採択や、米FOMCでバランスシート縮小開始の決定を受けて円安が進行したことなどから、19,200円台まで下落していた株価が上昇に転じ、10月には、好調な企業決算や衆議院解散・総選挙での与党の勝利などが相場を支え、歴代最長となる16連騰を記録しました。その後も史上最高値の更新が続く米株価等を背景に底堅く推移し、1月に約26年ぶりとなる24,000円を回復しました。しかし、2月に発生したVIX指数の急上昇を起点とした米株価の急落を受けて、一時は21,000円を割り込む水準まで下落し、その後は方向感に乏しい展開となり、3月末の日経平均株価は21,400円台で取引を終えました。

このような市場環境の中で、二市場（東京、名古屋の各証券取引所）合計の株式等売買代金は、前事業年度と比較して16%増加しました。当社の主たる顧客層である個人投資家についても、年間を通じて市場並みの売買が行われ、二市場全体における個人の株式等委託売買代金は、同19%の増加となりました。なお、二市場における個人の株式等委託売買代金の割合は19%と、前事業年度と同様の水準でした。

当事業年度において、当社は株式取引における夜間取引の取扱いを開始したほか、顧客向け取引画面「ネットストック」における資産管理機能の拡充、WEB上で口座開設申込手続きが完了するよう口座開設申込画面の刷新を行いました。また、平成28年11月に取扱いを開始した投資信託及びロボアドバイザーによるポートフォリオ提案サービス「投信工房」では、取扱投信の拡充や最低購入金額の引き下げ、スマートフォン向けアプリの提供を開始したほか、ポートフォリオ運用にかかる管理料が無料のアドバイス型サービスとしては国内初となる「自動リバランス」機能を追加しました。更に、平成30年1月から開始されたつみたてNISAへの対応やiDeCoの取扱いを開始したほか、AIを活用したFX向け情報ツール「AIチャート・FX」の提供を開始するなど、顧客向けサービスの拡充や取引環境の改善に努めました。当社の主たる収益源である株式等委託売買代金は、前事業年度と比較して3%増となりました。前事業年度と比較して日中の株価変動が小さい状況において、デイトレーダー向けの日信用取引の売買が伸び悩む一方で現物取引の売買が増加し、株式等委託手数料率は上昇しました。また、FXについてはカバーモデルを変更し、収益性が改善しました。

以上の結果、当事業年度の営業収益は322億10百万円（対前事業年度比16.2%増）、純営業収益は304億80百万円（同15.0%増）となりました。また、営業利益は185億32百万円（同24.1%増）、経常利益は186億32百万円（同23.8%増）、当期純利益は129億8百万円（同20.7%増）となりました。

##### ②財政状態の状況

当事業年度末の資産合計は、前事業年度末比8.5%増の8,363億18百万円となりました。これは主として、信用取引貸付金が同29.9%増の3,080億37百万円となったことによるものです。

負債合計は、前事業年度末比9.1%増の7,375億67百万円となりました。これは主として、信用取引貸付金の増加に伴い短期借入金が同48.8%増の1,876億円となったことによるものです。

純資産合計は、前事業年度末比4.1%増の987億51百万円となりました。当事業年度においては、当期純利益129億8百万円を計上する一方、平成29年3月期期末配当金及び平成30年3月期中間配当金計94億99百万円の計上を行っております。

##### ③キャッシュ・フローの状況

当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

###### (営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、396億65百万円のマイナス（前事業年度は、115億10百万円のプラス）となりました。これは、信用取引資産及び信用取引負債の増減や立替金及び預り金の増減が主な要因です。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、20億67百万円のマイナス（前事業年度は、20億14百万円のマイナス）となりました。これは、無形固定資産の取得による支出が主な要因です。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、519億8百万円のプラス（前事業年度は、102億69百万円のマイナス）となりました。これは、短期借入金の純増加が主な要因です。

以上の結果、当事業年度末における現金及び現金同等物の残高は、392億69百万円（前事業年度末は、290億93百万円）となりました。

## (2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において判断したものであります。また、当社はオンライン証券取引サービスの単一セグメントであるため、セグメントごとの記載を省略しております。

### ① 経営成績の分析

当事業年度は、株式等委託手数料率の上昇や、株式等委託売買代金及び信用取引平均残高の増加等により、営業収益は322億10百万円（対前事業年度比16.2%増）、純営業収益は304億80百万円（同15.0%増）となりました。また、営業利益は185億32百万円（同24.1%増）、経常利益は186億32百万円（同23.8%増）、当期純利益は129億8百万円（同20.7%増）となりました。その主な要因は次のとおりです。

(受入手数料)

受入手数料は189億68百万円（同9.9%増）となりました。そのうち、委託手数料は182億50百万円（同12.2%増）となりました。これは主として、株式等委託売買代金が前事業年度と比較して3%増加したことに加え、手数料が原則として無料となる一日信用取引が売買代金に占める割合が低下したことを受けて、株式等委託手数料率が上昇したことによるものです。

(トレーディング損益)

トレーディング損益は、主としてFX取引のトレーディング益により、12億1百万円の利益となりました。

(金融収支)

金融収益から金融費用を差し引いた金融収支は103億10百万円（同11.6%増）となりました。これは主として、信用取引平均残高の増加によるものです。

(販売費・一般管理費)

販売費・一般管理費は、前事業年度比3.4%増の119億49百万円となりました。これは主として、取引所費等の増加による取引関係費の増加（同5.7%増）、NetFxのカバーモデル変更等による事務費の増加（同14.3%増）、平成28年11月の投資信託の取扱い開始等による減価償却費の増加（同22.2%増）によるものです。なお、前事業年度には貸倒引当金繰入れを3億11百万円計上しましたが、当事業年度は29百万円の戻入となりました。

(営業外損益)

営業外損益は合計で1億円の利益となりました。これは主として、受取配当金91百万円によるものです。

なお、当社は、株主資本コスト（8%）を上回るROE（自己資本当期純利益率）を中長期的に達成することを経営目標としておりますが、当事業年度のROEは13.4%となり、株式等委託手数料率の上昇や、株式等委託売買代金及び信用取引平均残高の増加等を背景に、前事業年度の11.4%から上昇しました。上記の目標値を達成しており、今後も中長期的な資本効率の向上に努めます。

### ② 経営成績に重要な影響を与える要因について

当社の主たる事業は、個人投資家向けの株式委託売買業務であり、収入項目としては受入手数料、とりわけ株式売買に関する委託手数料が当社の業績に重要な影響を及ぼします。また、主として信用取引に起因する金融収益に



についても当社の業績に重要な影響を及ぼす要因となります。しかしながら、その水準は、株式市場の相場環境に大きく左右されます。

#### ③財政状態、キャッシュ・フローの状況の分析

当社の主な資産は、顧客からの預り金や受入保証金等を信託銀行に預託した顧客分別金信託(預託金に含まれます)と、信用取引貸付金を中心とする信用取引資産です。一方、信用取引貸付金に充当することを目的として、短期借入金等による調達を行っております。当社の主な負債は、預り金、受入保証金及び短期借入金です。

当事業年度は、預り金が前事業年度末比7.0%減の2,530億16百万円、受入保証金が同1.2%増の2,078億75百万円となりました。預託金は同2.5%減の4,555億12百万円となり、前事業年度末から大きく変動しておりません。また、信用取引貸付金が同29.9%増の3,080億37百万円と増加したことに伴い、短期借入金が同48.8%増の1,876億円となりました。

キャッシュ・フローについては、信用取引貸付金の増加に伴い、営業活動によるキャッシュ・フローのうち、信用取引資産及び信用取引負債の増減額が501億77百万円のマイナスとなっております。信用取引貸付金の増加に対応するため、銀行等金融機関から短期借入金を調達した結果、財務活動によるキャッシュ・フローのうち、短期借入金の純増減額が615億円のプラスとなりました。

#### ④ 資本の財源及び資金の流動性についての分析

当社は、信用取引貸付金の増減等に対応した経常的な調達について、銀行等金融機関からの借入金を中心に対応しております。過去に信用取引貸付金が大きく増加する局面においては、普通社債や新株予約権付社債の発行を行った実績があり、現在も社債による資金調達を機動的に行えるよう発行登録を行っておりますが、当事業年度末現在においては、信用取引貸付金と内部留保の水準を踏まえ、資金調達の大部分はコール・マネーを含む短期借入金によっております。

#### 4 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

#### 5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

### 第3 【設備の状況】

#### 1 【設備投資等の概要】

当社は、オンライン証券取引サービスを継続的に提供するために必要なシステム投資を每期行って参りました。当事業年度におきましては、各種新サービスの追加やネットストックシステムの能力強化あるいは改良等に必要なシステム投資を中心に17億83百万円の設備投資を行いました。なお、当社はオンライン証券取引サービスの単一セグメントであるため、セグメントごとの記載を省略しております。「2 主要な設備の状況」、「3 設備の新設、除却等の計画」についても同様です。

#### 2 【主要な設備の状況】

平成30年3月31日現在における当社の主要な設備及び従業員の配置状況は次のとおりであります。

事業所名	所在地	設備の内容	帳簿価額(百万円)				従業員数 (人)
			建物	器具 備品	ソフト ウェア	合計	
本店	東京都千代田区	オンライン証券システム等	21	245	4,464	4,729	125 (23)
札幌センター	北海道札幌市中央区	コールセンター設備	7	5	1	13	5 (168)

(注) 1 本店及び札幌センターは他社より賃借しております。  
2 従業員数の( )は、臨時雇用者の平均就労人数であります。

#### 3 【設備の新設、除却等の計画】

当社は、オンライン証券取引システムの能力を安定的に維持しつつ、各種新サービスの追加、能力強化あるいは改良等を行うため、每期継続的にシステム投資を行っております。平成30年3月31日現在、平成31年3月期については20億円のシステム投資を計画しております。なお、重要な設備の新設、除却等の計画はありません。

## 第4 【提出会社の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

##### ① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	1,050,000,000
計	1,050,000,000

##### ② 【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成30年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成30年6月18日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	259,264,702	259,264,702	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数は100株であります。
計	259,264,702	259,264,702	—	—

(注) 提出日現在発行数には、平成30年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

#### (2) 【新株予約権等の状況】

##### ① 【ストックオプション制度の内容】

###### 松井証券株式会社第1回新株予約権

決議年月日	平成26年7月24日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役(社外取締役を除く)6
新株予約権の数(個) ※	591[561]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式 59,100[56,100] (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	1
新株予約権の行使期間 ※	平成29年8月9日～平成32年8月8日 (注) 2
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	(注) 3
新株予約権の行使の条件 ※	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	新株予約権を譲渡するときは、 当社取締役会の承認を要します。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注) 5

※当事業年度末における内容を記載しております。なお、当事業年度の末日から提出日の前月末(平成30年5月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末における内容を[ ]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

##### (注) 1

新株予約権1個につき目的となる株式の数は100株です。当社が株式の分割、株式の無償割当てまたは株式の併合を行う場合、次の算式により付与株式数の調整を行います。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われます。

$$\text{調整後株式数(1株未満切り捨て)} = \text{調整前株式数} \times \text{株式分割または株式併合の比率}$$

なお、調整後株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日以降、株式無償割当てまたは株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用するものとします。

また、当社が合併、会社分割または株式交換を行う場合及びその他これらの場合に準じて株式数の調整が必要となる場合、当社取締役会において付与株式数の調整を行うことができるものとします。

##### (注) 2

行使期間の最終日が当社の休日にあたるときはその前営業日を最終日とします。

(注) 3

発行価格は、平成29年8月9日から行使可能なものについては722円、平成30年8月9日から行使可能なものについては703円、平成31年8月9日から行使可能なものについては685円です。また、資本組入額は会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとします。

(注) 4

- 1) 新株予約権の行使時において、当社取締役であることを要します。ただし、当社取締役会が合理的な理由があると認める場合はこの限りではありません。
- 2) 新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」といいます。）は、以下の区分に従って、新株予約権の全部または一部を行使することができます。
  - ① 平成29年8月9日から平成30年8月8日までは割り当てられた個数の3分の1（1個未満切り捨て）までを行使することができます。
  - ② 平成30年8月9日から平成31年8月8日までは同じく3分の2（1個未満切り捨て）までを行使することができます（①において権利行使することが可能となっている3分の1を含みます。）。
  - ③ 平成31年8月9日から平成32年8月8日まではすべてを行使することができます。
- 3) 1個の新株予約権をさらに分割して行使することはできません。
- 4) その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによります。

(注) 5

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限りです。）、吸収分割若しくは新設分割または株式交換若しくは株式移転（以上を総称して以下「組織再編成行為」といいます。）をする場合において、効力発生日の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」といいます。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに定める株式会社（以下「再編成対象会社」といいます。）の新株予約権をそれぞれ交付することとします。ただし、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とします。

- 1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数は、新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数とします。
- 2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類は再編成対象会社の普通株式とします。
- 3) 交付する再編成対象会社の新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数は、組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、現在の新株予約権の内容に準じて決定します。
- 4) 交付する再編成対象会社の新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、再編成後行使価額（組織再編成行為に際して交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とします。）に3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。
- 5) 交付する再編成対象会社の新株予約権を行使することができる期間は、上表「新株予約権の行使期間」の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上表「新株予約権の行使期間」の満了日までとし、上表「新株予約権の行使の条件」に定める条件に従って行使することができるものとします。
- 6) 交付する再編成対象会社の新株予約権の譲渡による取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。
- 7) 交付する再編成対象会社の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項、行使の条件及び取得条項は、それぞれ現在の新株予約権の内容に準じて決定するものとします。

松井証券株式会社第2回新株予約権

決議年月日	平成27年7月27日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役（社外取締役を除く）6
新株予約権の数（個） ※	680
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株） ※	普通株式 68,000（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円） ※	1
新株予約権の行使期間 ※	平成30年8月12日～平成33年8月11日（注）2
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円） ※	（注）3
新株予約権の行使の条件 ※	（注）4
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要します。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	（注）5

※当事業年度末における内容を記載しております。なお、有価証券報告書提出日の属する月の前月末(平成30年5月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

（注）1・（注）2

それぞれ「松井証券株式会社第1回新株予約権」の（注）1・（注）2と同様です。

（注）3

発行価格は、平成30年8月12日から行使可能なものについては953円、平成31年8月12日から行使可能なものについては937円、平成32年8月12日から行使可能なものについては920円です。また、資本組入額は会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとします。

（注）4

- 1) 新株予約権の行使時において、当社取締役であることを要します。ただし、当社取締役会が合理的な理由があると認める場合はこの限りではありません。
- 2) 新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」といいます。）は、以下の区分に従って、新株予約権の全部または一部を行使することができます。
  - ① 平成30年8月12日から平成31年8月11日までは割り当てられた個数の3分の1（1個未満切り捨て）までを行使することができます。
  - ② 平成31年8月12日から平成32年8月11日までは同じく3分の2（1個未満切り捨て）までを行使することができます（①において権利行使することが可能となっている3分の1を含みます。）。
  - ③ 平成32年8月12日から平成33年8月11日まではすべてを行使することができます。
- 3) 1個の新株予約権をさらに分割して行使することはできません。
- 4) その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによります。

（注）5

「松井証券株式会社第1回新株予約権」の（注）5と同様です。ただし、同（注）5中の「上表」は、当「松井証券株式会社第2回新株予約権」の表に読み替えます。

松井証券株式会社第3回新株予約権

決議年月日	平成28年7月26日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役（社外取締役を除く）7
新株予約権の数（個） ※	948
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株） ※	普通株式 94,800（注1）
新株予約権の行使時の払込金額（円） ※	1
新株予約権の行使期間 ※	平成31年8月11日～平成34年8月10日（注2）
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円） ※	（注）3
新株予約権の行使の条件 ※	（注）4
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要します。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	（注）5

※当事業年度末における内容を記載しております。なお、有価証券報告書提出日の属する月の前月末(平成30年5月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

（注）1・（注）2

それぞれ「松井証券株式会社第1回新株予約権」の（注）1・（注）2と同様です。

（注）3

発行価格は、平成31年8月11日から行使可能なものについては738円、平成32年8月11日から行使可能なものについては721円、平成33年8月11日から行使可能なものについては704円です。また、資本組入額は会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとします。

（注）4

- 1) 新株予約権の行使時において、当社取締役であることを要します。ただし、当社取締役会が合理的な理由があると認める場合はこの限りではありません。
- 2) 新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」といいます。）は、以下の区分に従って、新株予約権の全部または一部を行使することができます。
  - ① 平成31年8月11日から平成32年8月10日までは割り当てられた個数の3分の1（1個未満切り捨て）までを行使することができます。
  - ② 平成32年8月11日から平成33年8月10日までは同じく3分の2（1個未満切り捨て）までを行使することができます（①において権利行使することが可能となっている3分の1を含みます。）。
  - ③ 平成33年8月11日から平成34年8月10日まではすべてを行使することができます。
- 3) 1個の新株予約権をさらに分割して行使することはできません。
- 4) その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによります。

（注）5

「松井証券株式会社第1回新株予約権」の（注）5と同様です。ただし、同（注）5中の「上表」は、当「松井証券株式会社第3回新株予約権」の表に読み替えます。

松井証券株式会社第4回新株予約権

決議年月日	平成29年7月27日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役（社外取締役を除く）8
新株予約権の数（個） ※	1,291
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株） ※	普通株式 129,100（注1）
新株予約権の行使時の払込金額（円） ※	1
新株予約権の行使期間 ※	平成32年8月18日～平成35年8月17日（注2）
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円） ※	（注）3
新株予約権の行使の条件 ※	（注）4
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要します。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	（注）5

※当事業年度末における内容を記載しております。なお、有価証券報告書提出日の属する月の前月末（平成30年5月31日）現在において、これらの事項に変更はありません。

（注）1・（注）2

それぞれ「松井証券株式会社第1回新株予約権」の（注）1・（注）2と同様です。

（注）3

発行価格は、平成32年8月18日から行使可能なものについては731円、平成33年8月19日から行使可能なものについては717円、平成34年8月19日から行使可能なものについては704円です。また、資本組入額は会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとします。

（注）4

- 1) 新株予約権の行使時において、当社取締役であることを要します。ただし、当社取締役会が合理的な理由があると認める場合はこの限りではありません。
- 2) 新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」といいます。）は、以下の区分に従って、新株予約権の全部または一部を行使することができます。
  - ① 平成32年8月18日から平成33年8月18日までは割り当てられた個数の3分の1（1個未満切り捨て）までを行使することができます。
  - ② 平成33年8月19日から平成34年8月18日までは同じく3分の2（1個未満切り捨て）までを行使することができます（①において権利行使することが可能となっている3分の1を含みます。）。
  - ③ 平成34年8月19日から平成35年8月17日まではすべてを行使することができます。
- 3) 1個の新株予約権をさらに分割して行使することはできません。
- 4) その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによります。

（注）5

「松井証券株式会社第1回新株予約権」の（注）5と同様です。ただし、同（注）5中の「上表」は、当「松井証券株式会社第4回新株予約権」の表に読み替えます。

② 【ライツプランの内容】  
該当事項はありません。

③ 【その他の新株予約権等の状況】  
該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】  
該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成28年2月3日(注)	△10,000,000	259,264,702	—	11,945	—	9,793

(注) 自己株式の消却による減少であります。



## (5) 【所有者別状況】

(平成30年3月31日現在)

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	29	34	158	214	32	35,856	36,323	—
所有株式数(単元)	—	483,692	43,567	1,249,343	183,740	306	631,835	2,592,483	16,402
所有株式数の割合(%)	—	18.66	1.68	48.19	7.09	0.01	24.37	100.00	—

(注) 1 自己株式2,508,633株は「個人その他」に25,086単元及び「単元未満株式の状況」に33株を含めて記載しております。また、自己株式2,508,633株は実質的な所有株式数と同数であります。

2 上記「その他の法人」には、証券保管振替機構名義の株式が4単元含まれております。

## (6) 【大株主の状況】

(平成30年3月31日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数(千株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
有限会社丸六	東京都文京区西片二丁目4番2号	86,812	33.81
有限会社松興社	東京都文京区西片二丁目4番2号	35,722	13.91
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	20,912	8.14
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	11,205	4.36
松井千鶴子	東京都文京区	5,321	2.07
松井道太郎	東京都文京区	5,262	2.05
松井千明	東京都文京区	5,262	2.05
松井佑馬	東京都文京区	5,262	2.05
松井道夫	東京都文京区	4,376	1.70
資産管理サービス信託銀行株式会社(証券投資信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番12号 晴海アイランドトリトンスクエアオフィスタワー2棟	3,781	1.47
計	—	183,914	71.63

(注) 1 平成30年3月31日現在における、日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)及び資産管理サービス信託銀行株式会社(証券投資信託口)の信託業務に係る株式数は、当社として把握することができないため記載しておりません。

2 前事業年度末において主要株主であった松井千鶴子氏は、当事業年度末現在では主要株主ではなくなりました。

3 平成29年9月25日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、野村証券株式会社及びその共同保有者である野村アセットマネジメント株式会社が平成29年9月15日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として平成30年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、その大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数(総数)(千株・千口)	株券等保有割合(%)
野村証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	885	0.34
野村アセットマネジメント株式会社	東京都中央区日本橋一丁目12番1号	12,109	4.67
計	—	12,994	5.01

## (7) 【議決権の状況】

## ① 【発行済株式】

(平成30年3月31日現在)

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 2,508,600	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 256,739,700	2,566,447	—
単元未満株式	普通株式 16,402	—	—
発行済株式総数	259,264,702	—	—
総株主の議決権	—	2,566,447	—

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が400株、信用取引貸付金の自己融資見返り株式が95,000株含まれております。また、「議決権の数」欄には証券保管振替機構名義の完全議決権株式にかかる議決権の数4個が含まれております。なお、「議決権の数」欄には信用取引貸付金の自己融資見返り株式の完全議決権株式にかかる議決権の数950個は含まれておりません。

2 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式33株が含まれております。

## ② 【自己株式等】

(平成30年3月31日現在)

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数 の合計(株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
(自己保有株式) 松井証券株式会社	東京都千代田区麴町 一丁目4番地	2,508,600	—	2,508,600	0.97
計	—	2,508,600	—	2,508,600	0.97

## 2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(百万円)
当事業年度における取得自己株式	67	0
当期間における取得自己株式	—	—

(注) 当期間における取得自己株式には、平成30年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取による株式数は含まれておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (百万円)	株式数(株)	処分価額の総額 (百万円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他(新株予約権の権利行使)	24,800	19	3,000	2
保有自己株式数	2,508,633	—	2,505,633	—

(注) 当期間における保有自己株式数には、平成30年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取及び新株予約権の行使に伴う処分による株式数は含まれておりません。

### 3 【配当政策】

当社は、業績に応じた株主利益還元策の実施を基本方針とし、新たな成長に資する戦略的な投資による企業価値拡大の追求と併せて、株主の期待に応えます。配当政策につきましては、業績、主たる業務である信用取引を支える最適な自己資本水準、戦略的な投資の環境等を総合的に勘案した上で、配当性向60%以上100%以下且つ純資産配当率（DOE）8%以上を基準に、毎期配当することを基本方針としております。

当社は、期末配当は株主総会の決議事項、中間配当は取締役会の決議事項としております。また、取締役会の決議により毎年9月30日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

当事業年度の剰余金の配当につきましては、1株当たり17円の間配当を実施しておりますので、1株当たり27円の期末配当（予定）を合わせた年間の配当金額は1株当たり44円となる予定です。その結果、配当性向は87.5%、DOEは11.7%となり、基本方針に沿った水準となる予定です。なお、配当金額については、将来的な信用取引業務の急激な拡大にも対応可能、かつ十分な規模の自己資本が積みあがっていること等を勘案して決定しております。

内部留保金につきましては、オンライン証券システム等への投資や信用取引業務を拡充するに当たり必要な運転資金（信用取引顧客への自己融資等）の原資として、有効に活用する予定です。

なお、基準日が当事業年度（第102期）に属する剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)
平成29年10月26日 取締役会決議	4,364	17
平成30年 6月24日（予定）定時株主総会（注）	6,932	27

（注）平成30年3月31日を基準日とする期末配当であり、平成30年6月24日開催予定の定時株主総会の議案（決議事項）として提案しております。

翌事業年度の配当につきましては、当社が平成30年5月10日をもって創業100周年を迎えたことを記念し、株主の皆様へ感謝の意を表するため、基本方針に基づく普通配当に加えて、総額100億円の「創業100周年記念配当」を実施する計画です。実施時期は、平成31年3月期の期末配当と同時期とする予定です。

### 4 【株価の推移】

#### (1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第98期	第99期	第100期	第101期	第102期
決算年月	平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月	平成29年3月	平成30年3月
最高(円)	1,355	1,200	1,170	1,040	1,087
最低(円)	793	898	876	775	820

（注）最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

#### (2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成29年10月	平成29年11月	平成29年12月	平成30年1月	平成30年2月	平成30年3月
最高(円)	955	1,039	993	1,048	1,087	1,058
最低(円)	846	945	933	961	978	934

（注）最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

5 【役員 の 状 況】

(1) 平成30年6月18日（有価証券報告書提出日）現在の当社の役員 の 状 況 は、以下 の と お り で あ り ま す。

男性13名 女性0名 （役員 の うち 女 性 の 比 率 0%）

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
代表取締役 社長	—	松 井 道 夫	昭和28年 3月22日生	昭和51年 3月 一橋大学経済学部卒業 昭和51年 4月 日本郵船株式会社入社 昭和62年 4月 当社入社 昭和63年12月 当社取締役就任 平成 2年10月 当社常務取締役就任営業本部長 平成 7年 6月 当社代表取締役社長就任(現任)	(注)3	4,376
常務取締役	人事総務部長 (財務部管 掌)	今 田 弘 仁	昭和40年 2月 4日生	昭和62年 3月 一橋大学商学部卒業 昭和62年 4月 伊藤忠商事株式会社入社 平成12年 8月 株式会社早稲田アカデミー入社 平成13年 7月 当社入社 平成13年 9月 当社財務部長 平成15年 6月 当社取締役就任 平成16年 2月 当社常務取締役就任 平成16年 6月 当社専務取締役就任 平成17年11月 マガシーク株式会社入社 平成18年 1月 同社取締役副社長就任 平成22年 6月 当社取締役就任総務グループ担当 役員 兼 人事グループ担当役員 平成23年 5月 当社常務取締役就任人事総務部長 (財務部、与信管理部管掌) 平成24年 4月 当社常務取締役人事総務部長(財務 部管掌)(現任)	(注)3	10
常務取締役	コンプライア ンス部、シス テム部管掌	森 部 隆 士	昭和42年 9月 2日生	平成 3年 3月 早稲田大学政治経済学部卒業 平成 3年 4月 NTTデータ通信株式会社入社 平成 8年10月 栃木司法書士事務所入所 平成12年 4月 株式会社アプリックス入社 平成13年 4月 当社入社 平成17年 2月 当社営業推進部長 平成18年 6月 当社取締役就任総務企画部長 兼 業務企画部長 平成20年 4月 当社取締役RTGS事業部長 兼 業 務開発担当役員 平成23年 5月 当社常務取締役就任コンプライア ンス部担当役員(システム部管掌) 平成28年 6月 当社常務取締役(コンプライアンス 部、システム部管掌)(現任)	(注)3	46
常務取締役	営業推進部担 当役員 兼 顧 客サポート部 担当役員(営 業開発部管 掌)	和里田 聰	昭和46年 6月16日生	平成 6年 3月 一橋大学商学部卒業 平成 6年 4月 プロクター・アンド・ギャンブル・ ファー・イースト・インク入社 平成10年 1月 リーマン・ブラザーズ証券会社入社 平成11年 9月 UBS証券会社入社 平成18年 4月 当社入社 平成18年 5月 当社IR室長 平成18年 6月 当社取締役就任IR室長 兼 事業 法人担当役員 平成23年 5月 当社常務取締役就任社長室長 兼 営業推進部長(営業開発部、RTGS事 業部、顧客サポート部管掌) 平成25年 4月 当社常務取締役営業推進部担当役員 兼 営業開発部担当役員(顧客 サポート部管掌) 平成26年 5月 当社常務取締役営業推進部担当役員 兼 営業開発部担当役員 兼 顧客サポート部担当役員 平成29年 6月 当社常務取締役営業推進部担当役員 兼 顧客サポート部担当役員 (営業開発部管掌)(現任)	(注)3	10
取締役	システム部担 当役員	佐 藤 邦 彦	昭和46年 2月 5日生	平成元年 3月 神奈川県立商業工業高等学校卒業 平成元年 4月 山一証券株式会社入社 平成10年 9月 当社入社 平成16年 9月 当社システム部長 平成18年 6月 当社取締役就任システム企画部長 兼 品質管理担当役員 平成23年 5月 当社取締役システム部担当役員(現 任)	(注)3	26

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役	財務部長	鵜澤 慎一	昭和48年 7月19日生	平成 8年 3月 東京大学農学部卒業 平成 8年 4月 新王子製紙株式会社入社 平成12年 3月 東京大学大学院農学生命科学研究科修士課程修了 平成13年 8月 当社入社 平成16年 5月 当社財務部長 平成18年 6月 当社取締役就任財務部長 兼 危機管理担当役員 平成19年 3月 一橋大学大学院国際企業戦略研究科専門職学位課程修了 平成24年 4月 当社取締役財務部長(現任)	(注)3	32
取締役	コンプライアンス部長	雑賀 基夫	昭和45年 8月11日生	平成 5年 3月 大阪市立大学法学部卒業 平成 5年 4月 大阪証券取引所入所 平成12年 3月 神戸大学大学院法学研究科博士前期課程修了 平成14年 2月 当社入社 平成19年 3月 当社コンプライアンス部長 平成28年 6月 当社取締役就任コンプライアンス部長(現任)	(注)3	2
取締役	営業開発部長	柴田 誠史	昭和53年 6月 8日生	平成13年 3月 早稲田大学商学部卒業 平成13年 4月 当社入社 平成24年 4月 当社営業開発部長 兼 RTGS事業室長 平成24年12月 当社営業開発部長 平成29年 6月 当社取締役就任営業開発部長(現任)	(注)3	4
取締役	—	井川 元雄	昭和25年 1月 3日生	昭和48年 3月 京都大学経済学部卒業 昭和48年 4月 日本郵船株式会社入社 平成15年 4月 同社経営委員就任 平成17年 6月 同社常務取締役就任 平成18年 4月 同社取締役・常務経営委員就任 平成19年 6月 郵船商事株式会社代表取締役社長就任 平成25年 6月 同社取締役相談役就任 平成26年 6月 同社相談役就任 平成26年 6月 当社社外取締役就任(現任)	(注)3	12
取締役	—	安念 潤司	昭和30年 8月12日生	昭和54年 3月 東京大学法学部卒業 昭和57年 8月 北海道大学法学部助教授就任 昭和60年 4月 成蹊大学法学部助教授就任 平成 4年 2月 弁護士登録 渡部晃法律事務所入所(現在に至る) 平成 5年 4月 成蹊大学法学部教授就任 平成16年 4月 成蹊大学大学院法務研究科教授就任 平成19年12月 中央大学大学院法務研究科教授就任(現任) 平成26年 6月 当社社外取締役就任(現任) 平成29年 6月 東京電力ホールディングス株式会社社外取締役就任(現任)	(注)3	—
常勤監査役	—	矢島 博之	昭和28年12月30日生	昭和51年 3月 一橋大学法学部卒業 昭和51年 4月 麒麟麦酒株式会社入社 平成12年 3月 同社名古屋支社販売推進第一部長 平成14年 9月 同社東海地区本部流通部長 平成19年 3月 同社経営監査部主幹 平成20年 3月 キリンテクノシステム株式会社監査役就任 平成22年 6月 当社監査役就任(現任)	(注)4	19
監査役	—	望月 恭夫	昭和31年 5月28日生	昭和55年 3月 一橋大学商学部卒業 昭和55年 4月 株式会社三菱銀行入行 平成 3年 2月 同行ニューヨーク支店企画管理課長 平成15年 4月 同行グローバルサービスセンター次長 兼 総務課長 平成16年 4月 望月会計事務所入所(現在に至る) 平成20年 6月 当社監査役就任(現任)	(注)5	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
監査役	—	甲斐幹敏	昭和26年 7月 7日生	昭和51年 3月 東京大学法学部卒業 昭和51年 4月 日本郵船株式会社入社 平成12年 8月 同社ニューフロンティアグループ長 平成15年 4月 同社経営企画グループ長 平成19年 4月 同社経営委員就任 平成23年 6月 同社監査役就任 平成27年 6月 同社アドバイザー就任 平成28年 4月 公益財団法人がん研究会顧問就任 (現任) 平成28年 6月 当社監査役就任(現任)	(注)5	4
計						4,540

- (注) 1 取締役 井川元雄及び安念潤司は、社外取締役であります。
- 2 常勤監査役 矢島博之、監査役 望月恭夫及び甲斐幹敏は、社外監査役であります。
- 3 取締役の任期は、平成29年3月期に係る定時株主総会終結の時から平成30年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 4 監査役の任期は、平成26年3月期に係る定時株主総会終結の時から平成30年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 5 監査役の任期は、平成28年3月期に係る定時株主総会終結の時から平成32年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 6 当社は、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名を選任しております。補欠監査役は、補欠の社外監査役であり、略歴は次のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (千株)
吉田良夫	昭和33年 7月24日生	平成10年 4月 弁護士登録 山田宰法律事務所入所 平成11年 4月 鳥飼総合法律事務所入所 平成17年 1月 同所パートナー 平成30年 5月 吉田総合法律事務所所長(現任)	—

- (2) 平成30年6月24日開催予定の定時株主総会の議案(決議事項)として、「取締役10名選任の件」及び「監査役1名選任の件」を提案しており、当該議案が可決されますと、提出日現在の取締役10名全員及び監査役 矢島博之が再任されます。なお、再任後の取締役の任期は、平成30年3月期に係る定時株主総会終結の時から平成31年3月期に係る定時株主総会終結の時まで、再任後の監査役 矢島博之の任期は、平成30年3月期に係る定時株主総会終結の時から平成34年3月期に係る定時株主総会終結の時までとなります。

## 6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

### (1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

#### ① 企業統治の体制

##### (a) 当社の企業統治体制の概要

当社は、経営の意思決定・監督機関としての取締役会、その意思決定に基づく業務執行の全般的統制を図る経営会議を設けております。取締役会については、定例の取締役会を月1回の頻度で開催しているほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、経営に関する重要事項を決定するとともに、各取締役から担当業務の執行状況や詳細な事業計画等の進捗状況の報告を受け、経営状況の監視を行っています。なお、取締役会は10名の取締役によって構成されており、うち2名は社外取締役です。社外取締役は、当社の経営戦略等の方向性や詳細な事業計画の策定といった経営の監視、社内取締役の業務執行の監督を行っています。また、社外取締役は、取締役の選解任、評価、報酬等の特に重要な事項について、代表取締役から直接、諮問を受けています。

社内取締役については、担当分野において高度な専門性を有するのみならず、経営環境の変化に対して迅速、柔軟且つ的確に対応できる効率性の高い経営システムを推進していくにふさわしい人材を指名しています。社外取締役については、経営陣や特定の利害関係者の利益に偏ることなく、客観的な立場から独立性をもって経営を監視することが可能で、且つ幅広い見識をもった人材を指名しています。なお、当社は筆頭独立社外取締役を選定しており、当該取締役が中心となり、経営陣との連絡・調整にあたる体制を整備しています。

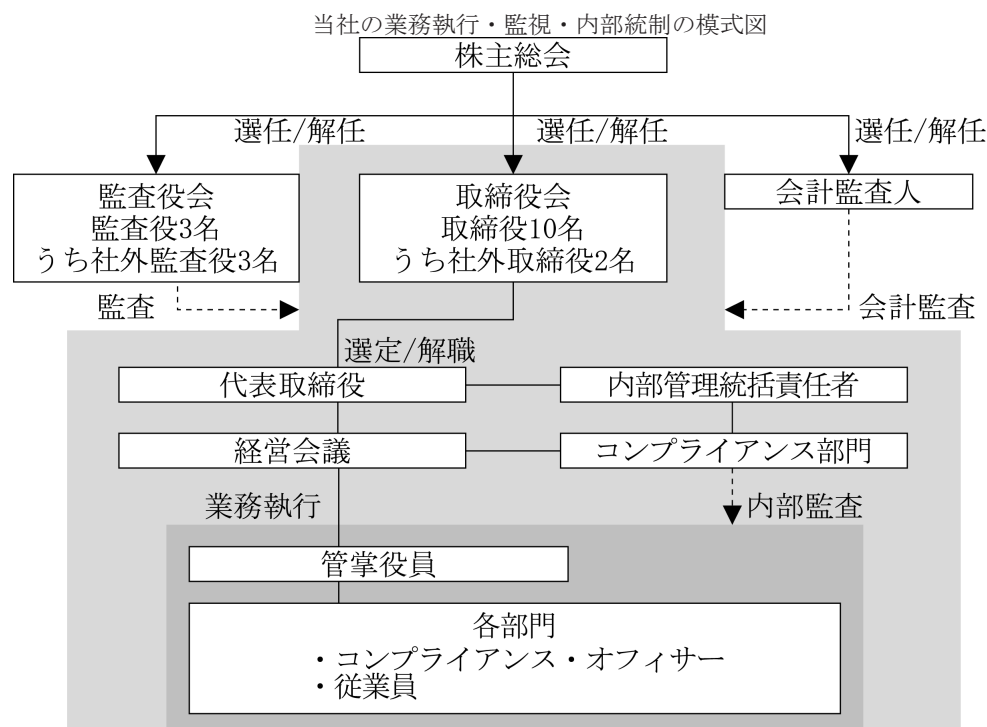
取締役会以外の意思決定及び業務執行については、「稟議規程」等により、経営会議、代表取締役、管掌取締役、担当取締役、各部門の長の意思決定機関及び意思決定者に対して、決裁、承認等に関する権限を明確に定めています。

当社は、監査役会設置会社の形態を採用しており、監査役による監査体制が経営の監視機能を担っております。当該監視機能の実効性確保のため、監査役は、内部監査及びコンプライアンスを中心とした会社の活動状況を把握するとともに、必要に応じて当該担当部門と連携して個別の業務執行の状況を確認し、独立した立場から客観的な評価を行った上で取締役の職務執行に対する監査を行っています。

監査役については、経営陣や特定の利害関係者の利益に偏ることなく、会社が社会において果たすべき役割及び責任を認識し、且つ幅広い見識をもった人材を指名しています。監査役3名のうち1名を常勤の監査役とし、社内取締役と意見交換を行い、内部監査へ参画するなど、監査・モニタリングの実効性を高めています。

当社では、内部監査部門を設置し、業務の適正な執行に関わる健全性の維持に努めています。内部監査担当は専任の管理者のもと、独立性を維持し、また、担当取締役及び常勤監査役と緊密に連携し、その監督のもと内部監査に基づく是正指示・改善要請等を行っています。内部監査の結果は、取締役・監査役に速やかに報告されます。

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しています。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額としています。





(b) 上記体制を採用する理由

当社は、変化の激しい経営環境へ適時適切に対応するには、経営判断と業務執行を一体化して運営することが望ましいと考え、高度な専門性を備えた社内取締役を中心に構成するマネジメント体制を採用しています。また、経営監視の点においては、複数の社外取締役及び社外監査役を選任しており、これら社外取締役における監督、社外監査役による監査を実施することで、企業統治が十分に機能していると考えています。

(c) 内部統制システム及びリスク管理体制の整備の状況

当社は、取締役及び従業員が法令諸規則等を確実に遵守することができるよう、コンプライアンスマニュアルを策定するほか、金融商品取引業者として適正且つ効率的な業務運営を行うべく、社内規程等を整備しています。また、各営業単位には営業責任者及び内部管理責任者を配置し、各営業単位における法令遵守を徹底しています。

当社は、取締役1名を内部管理統括責任者として定め、その指揮下にコンプライアンス部門を設置しています。コンプライアンス部門は日常的な業務の適法性・適正性確保に努めるほか、各部門に配置するコンプライアンス・オフィサーと連携し、各部門のコンプライアンス意識の向上に努めています。

業務の適正性については、定期的な内部監査の実施により事後的にも検証が行われ、問題が発見された場合には適宜改善が図られる体制としています。なお、内部監査は、監査役監査及び会計監査人監査と相互に連携を図る仕組みとしています。

当社は、日本証券業協会が委託する第三者機関を通報先とする内部通報制度を導入しており、第三者機関への通報があった場合は、社外監査役及び社内担当者が報告を受ける体制としています。また、社内の違法行為等について、社内担当部門に直接通報する窓口を設けています。これらについては、社内規程に明確に定め、社内イントラネットへの掲載等により、従業員に周知しています。なお、内部通報者に対する不利益な取り扱いは、社内規程において禁止しています。

リスク管理業務については、コンプライアンス部門が当社の抱えるリスク全体の管理業務を統括し、各部門と連携の上で、リスクについて効率的な管理を行うほか、個別案件の与信管理については、与信管理部門が専門に対応しています。なお、金融商品に係る市場リスク、信用リスクに関して財務部門が「金融商品取引法」に基づきそのリスク相当額及び自己資本規制比率の算定を行い定量的に把握しているほか、トレーディング業務に関しては、トレーディング部門から独立している同部門が定量的な管理を行うとともに、内部管理統括責任者に必要な報告を行っております。

財務報告に係る内部統制については、内部監査部門を中心に有効性評価の実務を行うとともに、評価プロセスや内部監査等を通じて、財務部門を中心とする業務プロセスの有効性の維持、向上を図っております。

## ② 社外取締役及び社外監査役の機能・役割、選任状況についての考え方

社外取締役は、経営の監督及び助言を行い、客観的な立場から独立性をもって経営を監視することができると考えております。この点を踏まえ、経営陣や特定の利害関係者の利益に偏ることなく、豊富な経験と幅広い見識をもった社外取締役を選任しております。社外取締役は、その知識と経験に基づいた助言・提言を行っており、当社における経営監視機能が強化されております。

社外監査役は、経営陣や特定の利害関係者の利益に偏ることなく、会社が社会において果たすべき役割及び責任を公正に認識し、一般株主の利益に配慮することができると考えております。この点を踏まえ、独立性の高い社外監査役を選任しております。当社の監査役は全員が社外監査役であり、その活動においては社外監査役独自の知見が十分に発揮されているものと考えております。

また、社外取締役及び社外監査役は、内部監査の計画及び実施状況につき報告を受け、内部監査部門との連携を図っております。社外監査役は、会計監査やコンプライアンスにつき、随時情報共有と意見交換を行っており、会計監査人及びコンプライアンス部門との連携を図っております。より具体的には「③(b) 内部監査、監査役監査及び会計監査の相互連携並びにこれらの監査と内部統制部門との関係」をご参照ください。

当社の社外監査役甲斐幹敏氏は、公益財団法人がん研究会の顧問であり、当社は同法人に対して寄付を行った実績があります。また、当社と同法人の間において、当社役職員の検診に関する契約を締結しておりますが、契約金額は多額でなく、株主・投資者の判断に影響を及ぼすものではありません。その他の社外取締役及び社外監査役並びにその近親者並びにこれらの者が他の法人等の業務執行者または社外役員を兼職している場合の兼職先と当社との間に人事、資金、技術、取引等の関係は現在ありません。

社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性に関する基準や方針はありませんが、選任にあたっては東京証券取引所の独立役員の独立性に関する判断基準等を参考にしております。

## ③ 内部監査及び監査役監査の組織

### (a) 人員及び手続き並びに内部監査

内部監査組織は、コンプライアンス部門の長を内部監査責任者とし、その下に内部監査責任者が指名する監査人を配置することとしています。内部監査の適正性を確保するため、監査人には、監査内容に応じて原則としてコンプライアンス部門の中から複数の適任者を指名することとしています。なお、監査水準の均質化を図るため2名以上を常任者として指名する体制をとっています。監査計画は事前に取り締役会へ報告を行うこととしており、内部監査終了後は速やかに内部監査報告書を作成して取締役・監査役に提出し、指摘された問題点を速やかに改善してまいります。当事業年度においては、8回の内部監査を実施いたしました。

監査役は原則として全員が取締役会に出席し、その他にも内部監査及びコンプライアンスを中心とした会社の活動状況を把握するとともに、必要に応じて当該担当部門と連携して個別の業務執行の状況を確認し、取締役の職務執行について厳正な監査を行っています。

### (b) 内部監査、監査役監査及び会計監査の相互連携並びにこれらの監査と内部統制部門との関係

内部監査人は、コンプライアンス部門との情報共有により、内部監査の実施に際して必要となる情報を収集し、かつ、コンプライアンス部門による各部門への監督・指導の実施状況を参考にすることで、実効性の高い内部監査を行っています。また、内部監査人は年度監査計画の策定にあたって監査役との協議を行うほか、個別の内部監査状況に関し監査役へ報告や連絡を行うことで監査役監査との緊密な連携を図っています。その他、会計監査人との間で必要に応じて意見交換の場を設け、会計監査人との緊密な連携を図っています。

監査役は、会計監査人から監査計画の概要、監査重点項目、監査結果等について報告を聴取するほか、定期的な意見交換の場を設けることなどにより、会計監査人と緊密な連携を図っています。また、必要に応じて会計監査人の往査及び監査講評に立ち会うほか、会計監査人に対して監査の実施経過に関する報告を適宜求めるなど、自らの監査に役立てています。更に、監査役は内部監査に関する年度監査計画について内部監査部門とその内容を協議するほか、内部監査人及びコンプライアンス部門と情報を共有して個別の内部監査の状況やコンプライアンス部門が行う各部門に対する業務の適法性、適正性の確保に資するための監督・指導の実施状況を随時把握するなど、内部監査人及びコンプライアンス部門と緊密な連携を図っています。

会計監査人は、内部監査人、監査役との意見交換等を通じた緊密な連携を図るほか、各部門に対して必要な資料の開示や提出を求めることにより、実効性のある監査を行っています。

④ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、社会秩序の安定と維持の重要性を十分に認識し、反社会的勢力の不当要求に対して屈することなく法令その他規範に則して対応することが、コンプライアンスそのものであると考え、反社会的勢力とは、取引関係を含めた一切の関係を遮断し、反社会的勢力に対し毅然たる態度で対応します。

当社は、取締役及び従業員が法令その他規範を遵守し、反社会的勢力に対し毅然たる対応を行うことができるよう、倫理コードを策定するほか、反社会的勢力に対して会社組織全体で対応を行うべく社内規程、コンプライアンスマニュアル、及び対応マニュアルを整備しています。また、倫理コードやコンプライアンスに関する研修を通じた取締役及び従業員のコンプライアンス意識の向上、及び反社会的勢力への対応要領、反社会的勢力に関する情報の管理要領等に関する研修の実施等により取締役及び従業員の啓蒙に努めます。

当社は、取締役1名を不当要求防止に関する責任者と定め、対応統括部署を総務部門とし、顧客が反社会的勢力である場合（疑いのある場合を含む）の対応をコンプライアンス部門が担当する等、両部門が協力して対応するものと定めています。不当要求防止に関する責任者は、反社会的勢力の性質及び不当要求の内容に応じ、総務部門及びコンプライアンス部門の指揮を行うものとします。総務部門及びコンプライアンス部門は日常的に反社会的勢力の情報収集に努め、相互に情報を共有するほか、反社会的勢力の情報を集約したデータベースを構築し、平素から反社会的勢力と一切の関係を遮断します。また、警察、暴力追放運動推進センター、日本証券業協会証券保安対策支援センター、及び証券取引等監視委員会等の外部の専門機関と緊密な連携関係を構築しています。また、高度な専門知識を持った複数の顧問弁護士と契約し、多角的な助言・援助が受けられる体制を構築しています。

当社は顧客をはじめとする取引の相手方等が反社会的勢力であるとの疑いが生じた場合には、総務部門及びコンプライアンス部門の指示に従って速やかに関係を解消するよう努めます。また、反社会的勢力からの不当要求がなされた場合には、策定した社内規程、マニュアル等に従った対応を行うものとし、外部機関及び顧問弁護士へ積極的に相談し、助言や援助を求めます。同時に、不当な要求を行ってきた反社会的勢力に対して、あらゆる民事上の法的手段を講じ、被害を受けた場合には刑事事件化を躊躇することなく適切な対応を行うものとします。

⑤ 役員報酬等

(a) 提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)				対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	ストック オプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く。)	324	262	62	—	—	8
監査役 (社外監査役を除く。)	—	—	—	—	—	—
社外役員	42	42	—	—	—	5

(b) 提出会社の役員ごとの報酬等の総額等

氏名	報酬等の総額 (百万円)	役員区分	会社区分	報酬等の種類別の総額(百万円)			
				基本報酬	ストック オプション	賞与	退職慰労金
松井道夫	107	取締役	提出会社	84	23	—	—

(注) 報酬等の総額が1億円以上である者に限定して記載しております。

(c) 使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの  
該当事項はありません。

(d) 役員報酬等の額の決定に関する方針

該当事項はありませんが、役位・役割及び業績を総合的に勘案して決定しています。

⑥ 株式の保有状況

(a) 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

銘柄数 3銘柄  
 貸借対照表計上額の合計額 89百万円

(b) 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の銘柄、保有区分、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的

(前事業年度)

該当事項はありません。

(当事業年度)

該当事項はありません。

(c) 保有目的が純投資目的である投資株式

	前事業年度 (百万円)	当事業年度 (百万円)			
	貸借対照表 計上額の合計額	貸借対照表 計上額の合計額	受取配当金 の合計額	売却損益 の合計額	評価損益 の合計額
非上場株式	—	—	—	—	—
非上場株式以外の株式	2,749	3,417	87	—	3,404

⑦ 会計監査の状況

業務を執行した公認会計士の氏名	所属する監査法人	継続監査年数 (注)
指定有限責任社員 業務執行社員 小林 尚 明	P w C あらた有限責任監査法人	—
指定有限責任社員 業務執行社員 大 辻 竜太郎	P w C あらた有限責任監査法人	—

(注) 7年以内であるため記載を省略しております。

監査補助に係る補助者の構成	人数
公認会計士	4名
その他	9名

⑧ 取締役の定数

当社の取締役は15名以内とする旨を定款で定めております。

⑨ 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、累積投票によらない旨を定款で定めております。

⑩ 自己の株式の取得

当社は、自己の株式の取得について、経済情勢の変化に対応して財務政策等の経営諸施策を機動的に遂行することを可能とするため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款で定めております。

⑪ 中間配当

当社は、中間配当について、株主への機動的な利益還元を行うことを可能とするため、会社法第454条第5項の規定に基づき、取締役会の決議によって中間配当を行うことができる旨を定款で定めております。

⑫ 取締役及び監査役の責任免除

当社は、取締役及び監査役が職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、会社法第423条第1項に規定する取締役及び監査役（取締役及び監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる旨を定款で定めております。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

前事業年度(百万円)		当事業年度(百万円)	
監査証明業務に基づく報酬	非監査業務に基づく報酬	監査証明業務に基づく報酬	非監査業務に基づく報酬
32	2	34	2

② 【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

前事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

当社は、会計監査人から公認会計士法第2条第1項の業務以外の非監査業務として、顧客資産の分別管理に関する検証業務の提供を受けております。

当事業年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

当社は、会計監査人から公認会計士法第2条第1項の業務以外の非監査業務として、顧客資産の分別管理に関する保証業務の提供を受けております。

④ 【監査報酬の決定方針】

該当事項はありませんが、当社の規模及び業務の性質等を考慮し決定しております。

## 第5 【経理の状況】

### 1 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）及び「有価証券関連業経理の統一に関する規則」（昭和49年11月14日付日本証券業協会自主規制規則）に準拠して作成しております。

### 2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により監査を受けております。

### 3 連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成していません。

### 4 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、また、監査法人及び各種団体の行う研修等に参加しております。

# 1 【財務諸表等】

## (1) 【財務諸表】

### ① 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金・預金	25,743	36,256
預託金	467,212	455,512
金銭の信託	5,950	5,813
トレーディング商品	1,408	2,258
商品有価証券等	0	0
デリバティブ取引	1,408	2,258
約定見返勘定	15	—
信用取引資産	245,202	310,574
信用取引貸付金	237,047	308,037
信用取引借証券担保金	8,154	2,537
有価証券担保貸付金	9,536	7,331
借入有価証券担保金	9,536	7,331
立替金	26	177
顧客への立替金	26	177
その他の立替金	0	0
募集等払込金	28	93
短期差入保証金	1,648	3,352
前払金	2	15
前払費用	213	175
未収入金	10	8
未収収益	4,174	4,689
繰延税金資産	203	272
その他	256	—
貸倒引当金	△116	△156
<b>流動資産計</b>	<b>761,510</b>	<b>826,368</b>
固定資産		
有形固定資産	958	845
建物	※1 177	※1 159
器具備品	※1 347	※1 251
土地	434	434
無形固定資産	4,118	4,465
ソフトウェア	4,118	4,465
その他	0	0
投資その他の資産	4,129	4,640
投資有価証券	2,893	3,572
出資金	8	8
長期貸付金	499	440
長期差入保証金	314	324
長期前払費用	17	14
繰延税金資産	675	408
長期立替金	1,179	1,165
その他	93	92
貸倒引当金	△1,549	△1,384
<b>固定資産計</b>	<b>9,205</b>	<b>9,949</b>
<b>資産合計</b>	<b>770,716</b>	<b>836,318</b>

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
トレーディング商品	281	143
デリバティブ取引	281	143
約定見返勘定	—	2
信用取引負債	51,228	66,423
信用取引借入金	※2 5,932	※2 37,158
信用取引貸証券受入金	45,297	29,266
有価証券担保借入金	13,262	13,499
有価証券貸借取引受入金	13,262	13,499
預り金	272,048	253,016
顧客からの預り金	266,444	245,810
その他の預り金	5,604	7,206
受入保証金	205,409	207,875
有価証券等受入未了勘定	—	8
短期借入金	126,100	187,600
前受収益	33	31
未払金	672	732
未払費用	903	1,107
未払法人税等	2,417	3,659
賞与引当金	174	227
流動負債計	672,527	734,322
固定負債		
長期借入金	150	50
未払役員退職慰労金	204	204
その他	3	3
固定負債計	358	258
特別法上の準備金		
金融商品取引責任準備金	※4 3,012	※4 2,987
特別法上の準備金計	3,012	2,987
負債合計	675,896	737,567



(単位：百万円)

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	11,945	11,945
資本剰余金		
資本準備金	9,793	9,793
資本剰余金合計	9,793	9,793
利益剰余金		
利益準備金	159	159
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	72,859	76,268
利益剰余金合計	73,018	76,426
自己株式	△1,915	△1,896
株主資本合計	92,840	96,268
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	1,898	2,359
評価・換算差額等合計	1,898	2,359
新株予約権	81	125
純資産合計	94,820	98,751
負債・純資産合計	770,716	836,318

②【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
営業収益		
受入手数料	17,253	18,968
委託手数料	16,260	18,250
引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料	13	14
募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料	1	5
その他の受入手数料	979	698
トレーディング損益	3	1,201
金融収益	※1 10,467	※1 12,040
その他の営業収益	4	2
営業収益計	27,727	32,210
金融費用	※2 1,228	※2 1,729
純営業収益	26,499	30,480
販売費・一般管理費		
取引関係費	※3 4,345	※3 4,592
人件費	※4 2,227	※4 2,364
不動産関係費	※5 891	※5 845
事務費	※6 1,841	※6 2,104
減価償却費	1,267	1,549
租税公課	※7 362	※7 406
貸倒引当金繰入れ	311	△29
その他	317	117
販売費・一般管理費計	11,560	11,949
営業利益	14,939	18,532
営業外収益		
受取配当金	91	91
その他	18	14
営業外収益計	109	105
営業外費用		
その他	4	5
営業外費用計	4	5
経常利益	15,044	18,632
特別利益		
金融商品取引責任準備金戻入	337	25
固定資産売却益	※8 1	—
特別利益計	338	25
特別損失		
固定資産除売却損	※9 15	※9 1
特別損失計	15	1
税引前当期純利益	15,367	18,656
法人税、住民税及び事業税	4,573	5,753
法人税等調整額	97	△6
法人税等合計	4,670	5,747
当期純利益	10,697	12,908

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金		利益剰余金合計
		資本準備金	資本剰余金合計		その他利益剰余金		
				別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	11,945	9,793	9,793	159	4,250	66,384	70,793
当期変動額							
剰余金の配当						△8,472	△8,472
当期純利益						10,697	10,697
別途積立金の取崩					△4,250	4,250	—
自己株式の取得							
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)							
当期変動額合計	—	—	—	—	△4,250	6,475	2,225
当期末残高	11,945	9,793	9,793	159	—	72,859	73,018

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	△1,915	90,616	2,066	2,066	37	92,718
当期変動額						
剰余金の配当		△8,472				△8,472
当期純利益		10,697				10,697
別途積立金の取崩		—				—
自己株式の取得	△0	△0				△0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			△167	△167	44	△123
当期変動額合計	△0	2,225	△167	△167	44	2,101
当期末残高	△1,915	92,840	1,898	1,898	81	94,820

当事業年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	11,945	9,793	—	9,793	159	72,859	73,018
当期変動額							
剰余金の配当						△9,499	△9,499
当期純利益						12,908	12,908
自己株式の取得							
自己株式の処分			△1	△1			
自己株式処分差損の振替			1	1		△1	△1
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当期変動額合計	—	—	—	—	—	3,409	3,409
当期末残高	11,945	9,793	—	9,793	159	76,268	76,426

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	△1,915	92,840	1,898	1,898	81	94,820
当期変動額						
剰余金の配当		△9,499				△9,499
当期純利益		12,908				12,908
自己株式の取得	△0	△0				△0
自己株式の処分	19	18				18
自己株式処分差損の振替		—				—
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			460	460	44	504
当期変動額合計	19	3,427	460	460	44	3,931
当期末残高	△1,896	96,268	2,359	2,359	125	98,751

## ④【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	15,367	18,656
減価償却費	1,267	1,549
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	310	△125
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△74	53
金融商品取引責任準備金の増減額 (△は減少)	△337	△25
受取利息及び受取配当金	△10,164	△12,069
支払利息	883	1,677
固定資産除売却損益 (△は益)	13	1
預託金の増減額 (△は増加)	△91,400	11,700
金銭の信託の増減額 (△は増加)	△1,300	△200
トレーディング商品の増減額	231	△987
約定見返勘定の増減額	2	17
信用取引資産及び信用取引負債の増減額	2,277	△50,177
有価証券担保貸付金の増減額 (△は増加)	△1,667	2,205
立替金及び預り金の増減額	71,774	△19,183
有価証券担保借入金の増減額 (△は減少)	△1,576	237
受入保証金の増減額 (△は減少)	22,768	2,466
短期差入保証金の増減額 (△は増加)	518	△1,704
その他	△625	695
小計	8,268	△45,215
利息及び配当金の受取額	9,832	11,590
利息の支払額	△874	△1,485
法人税等の支払額	△5,716	△4,556
営業活動によるキャッシュ・フロー	11,510	△39,665
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△118	△9
有形固定資産の売却による収入	1	—
無形固定資産の取得による支出	△1,827	△2,020
投資有価証券の取得による支出	△20	△20
その他	△50	△17
投資活動によるキャッシュ・フロー	△2,014	△2,067
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	△2,000	61,500
長期借入れによる収入	300	—
長期借入金の返済による支出	△100	△100
自己株式の取得による支出	△0	△0
ストックオプションの行使による収入	—	0
配当金の支払額	△8,469	△9,492
財務活動によるキャッシュ・フロー	△10,269	51,908
現金及び現金同等物に係る換算差額	0	△0
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△772	10,176
現金及び現金同等物の期首残高	29,865	29,093
現金及び現金同等物の期末残高	※1 29,093	※1 39,269

## 【注記事項】

(重要な会計方針)

### 1 有価証券及びデリバティブ取引の評価基準及び評価方法

#### (1) トレーディング商品に属する有価証券等

トレーディング商品に属する有価証券及びデリバティブ取引については、時価法を採用しております。

#### (2) トレーディング商品に属さない有価証券等

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

なお、投資事業有限責任組合等への出資については、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

### 2 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は、建物15年～40年、器具備品5年であります。

#### (2) 無形固定資産(リース資産を除く)

自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間(5年以内)に基づく定額法を採用しております。それ以外の無形固定資産については、定額法を採用しております。

#### (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零として算定する定額法によっております。

### 3 引当金及び準備金の計上基準

#### (1) 貸倒引当金

貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権については個別債権の回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

#### (2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

#### (3) 金融商品取引責任準備金

証券事故による損失に備えるため、「金融商品取引法」第46条の5に基づく金額を計上しております。

### 4 キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、随時引出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない短期投資からなっております。

### 5 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(未適用の会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 平成30年3月30日)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日)

#### (1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1: 顧客との契約を識別する。

ステップ2: 契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。  
ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。  
ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

平成34年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

(貸借対照表関係)

※1 有形固定資産より控除した減価償却累計額

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
建物	476 百万円	494 百万円
器具備品	843	597
計	1,320	1,091

※2 (前事業年度)

担保に供している資産はありません。なお、信用取引の自己融資見返り有価証券を、信用取引借入金の担保として652百万円差し入れております。また、顧客より委託保証金の代用として受け入れた有価証券を信用取引借入金に対して11,051百万円差し入れております。

(当事業年度)

担保に供している資産はありません。なお、信用取引の自己融資見返り有価証券を、信用取引借入金の担保として1,278百万円差し入れております。また、顧客より委託保証金の代用として受け入れた有価証券を信用取引借入金に対して20,193百万円差し入れております。

3 差し入れている有価証券及び差し入れを受けている有価証券の時価は次のとおりであります。

(1) 差し入れている有価証券

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
① 信用取引貸証券	48,542 百万円	32,656 百万円
② 信用取引借入金の本担保証券	5,928	37,670
③ 消費貸借契約により貸し付けた有価証券	22,420	15,823
④ 長期差入保証金代用有価証券	7,437	11,322
⑤ 差入証拠金代用有価証券	40,215	40,430

(2) 差し入れを受けている有価証券

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
① 信用取引貸付金の本担保証券	227,238 百万円	285,470 百万円
② 信用取引借証券	8,110	2,582
③ 消費貸借契約により借り入れた有価証券	8,875	7,068
④ 受入保証金代用有価証券	396,801	467,665
⑤ 受入証拠金代用有価証券	3,039	3,428

※4 特別法上の準備金の計上を規定した法令の条項は次のとおりであります。

金融商品取引責任準備金…「金融商品取引法」第46条の5



## (損益計算書関係)

## ※1 金融収益の内訳

	前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
信用取引収益	9,531 百万円	10,804 百万円
有価証券貸借取引収益	451	893
その他	485	343
計	10,467	12,040

## ※2 金融費用の内訳

	前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
信用取引費用	780 百万円	888 百万円
有価証券貸借取引費用	10	23
支払利息	28	54
その他	410	765
計	1,228	1,729

## ※3 取引関係費の内訳

	前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
支払手数料	709 百万円	799 百万円
取引所・協会費	1,409	1,527
通信・運送費	1,672	1,699
旅費・交通費	15	16
広告宣伝費	531	536
交際費	11	15
計	4,345	4,592

## ※4 人件費の内訳

	前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
役員報酬	280 百万円	304 百万円
従業員給料	750	789
その他の報酬給料	810	803
福利厚生費	168	180
賞与引当金繰入れ	174	227
株式報酬費用	44	62
計	2,227	2,364

※5 不動産関係費の内訳

	前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
不動産費	327 百万円	342 百万円
器具・備品費	563	503
計	891	845

※6 事務費の内訳

	前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
事務委託費	1,835 百万円	2,098 百万円
事務用品費	5	6
計	1,841	2,104

※7 租税公課の内訳

	前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
事業税(付加価値割及び資本割)	312 百万円	356 百万円
その他	50	50
計	362	406

※8 固定資産売却益の内訳

	前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
器具備品	1 百万円	— 百万円
計	1	—

※9 固定資産除売却損の内訳

除却損

	前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
ソフトウェア	13 百万円	0 百万円
その他	1	1
計	15	1

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

1 発行済株式及び自己株式に関する事項

	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
発行済株式				
普通株式(株)	259,264,702	—	—	259,264,702
自己株式				
普通株式(株)	2,533,314	52	—	2,533,366

(注) 自己株式の普通株式の増加は、単元未満株式の買取による増加であります。

2 新株予約権等に関する事項

内訳	当事業年度末残高(百万円)
平成26年ストック・オプションとしての新株予約権	41
平成27年ストック・オプションとしての新株予約権	28
平成28年ストック・オプションとしての新株予約権	12
合計	81

(注) 平成26年、平成27年及び平成28年ストック・オプションとしての新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

3 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成28年6月26日定時株主総会	普通株式	5,135	20	平成28年3月31日	平成28年6月27日
平成28年10月27日取締役会	普通株式	3,338	13	平成28年9月30日	平成28年11月24日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成29年6月25日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	5,135	20	平成29年3月31日	平成29年6月26日

当事業年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

1 発行済株式及び自己株式に関する事項

	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
発行済株式				
普通株式(株)	259,264,702	—	—	259,264,702
自己株式				
普通株式(株)	2,533,366	67	24,800	2,508,633

(注) 1 自己株式の普通株式の増加は、単元未満株式の買取による増加であります。

2 自己株式の普通株式の減少は、新株予約権の行使による減少であります。

2 新株予約権等に関する事項

内訳	当事業年度末残高(百万円)
平成26年ストック・オプションとしての新株予約権	34
平成27年ストック・オプションとしての新株予約権	44
平成28年ストック・オプションとしての新株予約権	30
平成29年ストック・オプションとしての新株予約権	16
合計	125

(注) 1 平成26年ストック・オプションとしての新株予約権の当事業年度末残高34百万円のうち32百万円につきましては、権利行使期間の初日が到来しておりません。

2 平成27年、平成28年及び平成29年ストック・オプションとしての新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

3 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成29年 6月25日 定時株主総会	普通株式	5,135	20	平成29年 3月31日	平成29年 6月26日
平成29年10月26日 取締役会	普通株式	4,364	17	平成29年 9月30日	平成29年11月24日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成30年6月24日開催予定の定時株主総会の議案(決議事項)として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成30年 6月24日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	6,932	27	平成30年 3月31日	平成30年 6月25日

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
現金・預金	25,743 百万円	36,256 百万円
金銭の信託	5,950	5,813
金銭の信託のうち受入保証金の 分別管理を目的とするもの	△2,600	△2,800
現金及び現金同等物	29,093 百万円	39,269 百万円

## (金融商品関係)

### 1 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、個人投資家を対象とした株式等委託売買業務を主たる事業としており、その一環である信用取引を提供するため、貸付金の増減に対応した経常的な資金調達について金融機関からの借入金を中心に対応するほか、必要に応じて社債の発行等を行います。

一方、顧客から受け入れた預り金や受入保証金については、「金融商品取引法」に基づき顧客分別金信託等で管理しております。また、資金運用については安全性を重視し、銀行預金及び流動性の高い金融資産で運用しております。

また、トレーディング業務として、外国為替保証金取引において利益獲得を目的とする一定範囲のディーリングを行っております。その他のトレーディング業務については、顧客へのサービス提供に必要な範囲で行うこととしており、原則として、利益獲得を目的とするトレーディング業務は行っておりません。

その他、主として顧客の信用取引の売建に伴う貸株のために他の金融機関等から有価証券を借り入れているほか、信用取引融資に伴う自己融資見返り有価証券等を他の金融機関等に貸し付けております。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社の保有する金融資産の主なものは、顧客からの預り金や受入保証金等を信託銀行に預託した顧客分別金信託（預託金に含まれます。）と、信用取引貸付金を中心とする信用取引資産です。顧客分別金信託は、安全性を重視してコール貸付け及び受託信託銀行への銀行勘定貸を中心として運用しておりますが、運用先の信用リスクに晒されております。また、国債等有価証券で運用する場合には、時価の変動リスクにも晒されます。信用取引貸付金は、顧客からの担保を受け入れておりますが、顧客の信用リスクに晒されております。なお、主として信用取引貸付金に充当することを目的として、短期借入金等による調達を行っております。調達資金には、資金繰り上の問題が発生し、支払期日に返済を実行できなくなる流動性リスクが存在します。

信用取引負債は、信用取引貸付金に充当するために証券金融会社から調達した信用取引借入金と、顧客の信用取引の売建に係る売付代金相当額である信用取引貸証券受入金です。

有価証券担保貸付金は、他の金融機関等からの有価証券の借り入れに伴い差し入れた担保金（借入有価証券担保金）、有価証券担保借入金は、同じく貸し付けに伴い受け入れた担保金（有価証券貸借取引受入金）です。

その他有価証券は、主として純投資を目的として保有する上場株式であり、発行体の信用リスクと時価の変動リスクに晒されております。

金融資産及び金融負債のデリバティブ取引は、主として外国為替保証金取引の評価損益相当額です。当社は、顧客に対して外国為替保証金取引サービスを提供するため、顧客との間で外国為替保証金取引を行う一方、その為替変動リスクを制御するために、カウンターパーティーと外国為替保証金取引を行っております。なお、顧客との取引で発生したポジションにつき、カバー取引を行わない範囲については、ポジションを保有するリスクが発生するため、為替変動リスクに晒されておりますが、原則として、各営業日の取引終了時点における顧客のポジションについては、すべてカバーすることとしています。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社の各種リスクに関する管理体制は社内規程で明確化するとともに、市場リスク、信用リスクに関して財務部門が「金融商品取引法」に基づきそのリスク相当額及び自己資本規制比率の算定を行うことで定量的に把握しており、その状況は取締役会に定期的に報告されております。また、ディーリング等におけるリスク限度額も社内規程で定めております。

信用取引に関するリスクに関しては、個別顧客への与信状況のほか、当社全体としての建玉状況の管理や個別銘柄の流動性状況等の監視を与信管理部門で行っております。

外国為替保証金取引に係るトレーディングに関しては、社内規程等に基づき、原則として事前に設定されたアルゴリズムに基づくカバー取引・マリー取引を行うことで為替変動リスクの制御に努めております。

調達資金の返済における流動性リスクに関しては、信用取引貸付金の水準や株式等委託売買業務に伴う資金の受け払い等を踏まえ、財務部門において、顧客分別金信託等の管理と合わせて資金繰りの管理を行っております。

#### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく時価の他、市場価格が無い場合には、合理的に算定した価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。また、「有価証券及びデリバティブ取引の状況」注記におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

## 2 金融商品の時価等に関する事項

前事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

平成29年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注）2をご参照ください。）。

区分	貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
(1) 現金・預金	25,743	25,743	—
(2) 預託金	467,212	467,212	—
(3) 金銭の信託	5,950	5,950	—
(4) トレーディング商品及び投資有価証券	4,158	4,158	—
① 商品有価証券等	0	0	—
② デリバティブ取引	1,408	1,408	—
③ その他有価証券	2,749	2,749	—
(5) 信用取引資産	245,202	245,202	—
(6) 有価証券担保貸付金	9,536	9,536	—
資産計	757,800	757,800	—
(1) トレーディング商品	281	281	—
デリバティブ取引	281	281	—
(2) 信用取引負債	51,228	51,228	—
(3) 有価証券担保借入金	13,262	13,262	—
(4) 預り金	272,048	272,048	—
(5) 受入保証金	205,409	205,409	—
(6) 短期借入金	126,100	126,100	—
負債計	668,328	668,328	—

(注) 1 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

### 資産

(1) 現金・預金、(5) 信用取引資産、(6) 有価証券担保貸付金

これらは、通常短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 預託金、(3) 金銭の信託

これらは、主に信託財産で時価評価されており、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) トレーディング商品及び投資有価証券

株式の時価は取引所等の価格によっております。外国為替保証金取引の時価は、当事業年度末の直物為替相場により算出しております。

また、保有目的ごとの有価証券及びデリバティブ取引に関する注記事項については、「有価証券及びデリバティブ取引の状況」注記をご参照ください。

## 負債

### (1) トレーディング商品

外国為替保証金取引の時価は、当事業年度末の直物為替相場により算出しております。

また、保有目的ごとの有価証券及びデリバティブ取引に関する注記事項については、「有価証券及びデリバティブ取引の状況」注記をご参照ください。

### (2) 信用取引負債、(3) 有価証券担保借入金、(4) 預り金、(5) 受入保証金、(6) 短期借入金

これらは、通常短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

### (注) 2 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	貸借対照表計上額(百万円)
その他有価証券 非上場株式等	143

※これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、「資産 (4) トレーディング商品及び投資有価証券」には含めておりません。なお、非上場株式等には、投資事業組合への出資金が含まれております。

### (注) 3 満期のある金銭債権及び有価証券の決算日後の償還予定額

金銭債権については、1年以内の償還予定のもののみとなっております。

### (注) 4 金銭債務については、1年以内に返済予定のもののみとなっております。

当事業年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

平成30年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注）2をご参照ください。）。

区分	貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
(1) 現金・預金	36,256	36,256	—
(2) 預託金	455,512	455,512	—
(3) 金銭の信託	5,813	5,813	—
(4) トレーディング商品及び投資有価証券	5,676	5,676	—
① 商品有価証券等	0	0	—
② デリバティブ取引	2,258	2,258	—
③ その他有価証券	3,417	3,417	—
(5) 信用取引資産	310,574	310,574	—
(6) 有価証券担保貸付金	7,331	7,331	—
資産計	821,162	821,162	—
(1) トレーディング商品	143	143	—
デリバティブ取引	143	143	—
(2) 信用取引負債	66,423	66,423	—
(3) 有価証券担保借入金	13,499	13,499	—
(4) 預り金	253,016	253,016	—
(5) 受入保証金	207,875	207,875	—
(6) 短期借入金	187,600	187,600	—
負債計	728,557	728,557	—

(注) 1 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項  
資産

(1) 現金・預金、(5) 信用取引資産、(6) 有価証券担保貸付金

これらは、通常短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 預託金、(3) 金銭の信託

これらは、主に信託財産で時価評価されており、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) トレーディング商品及び投資有価証券

株式の時価は取引所等の価格によっております。外国為替保証金取引の時価は、当事業年度末の直物為替相場により算出しております。

また、保有目的ごとの有価証券及びデリバティブ取引に関する注記事項については、「有価証券及びデリバティブ取引の状況」注記をご参照ください。



## 負債

### (1) トレーディング商品

外国為替保証金取引の時価は、当事業年度末の直物為替相場により算出しております。

また、保有目的ごとの有価証券及びデリバティブ取引に関する注記事項については、「有価証券及びデリバティブ取引の状況」注記をご参照ください。

### (2) 信用取引負債、(3) 有価証券担保借入金、(4) 預り金、(5) 受入保証金、(6) 短期借入金

これらは、通常短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

### (注) 2 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	貸借対照表計上額(百万円)
その他有価証券 非上場株式	89
投資事業有限責任組合への出資	66

※これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「資産(4) トレーディング商品及び投資有価証券」には含めておりません。

### (注) 3 満期のある金銭債権及び有価証券の決算日後の償還予定額

金銭債権については、1年以内の償還予定のもののみとなっております。

### (注) 4 金銭債務については、1年以内に返済予定のもののみとなっております。

(有価証券及びデリバティブ取引の状況)

(1) トレーディングに係るもの

デリバティブ取引

1) ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(前事業年度)

種類	資産		負債	
	契約額等(百万円)	時価(百万円)	契約額等(百万円)	時価(百万円)
外国為替保証金取引	48,552	1,408	8,468	281

(注) 1 外国為替保証金取引の時価は、当事業年度末の直物為替相場により算出しております。

2 時価が零となる取引の契約額等については、これを資産として記載しております。

(当事業年度)

種類	資産		負債	
	契約額等(百万円)	時価(百万円)	契約額等(百万円)	時価(百万円)
外国為替保証金取引	77,125	2,258	4,302	143

(注) 1 外国為替保証金取引の時価は、当事業年度末の直物為替相場により算出しております。

2 時価が零となる取引の契約額等については、これを資産として記載しております。

2) ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

該当事項はありません。

(2) トレーディングに係るもの以外

① 子会社株式及び関連会社株式

前事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

子会社株式及び関連会社株式はありません。

当事業年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

子会社株式及び関連会社株式はありません。

② その他有価証券

(前事業年度)

区分		貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額 が取得原価を超える もの	(1) 株式	2,749	13	2,736
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	2,749	13	2,736
貸借対照表計上額 が取得原価を超えない もの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	—	—	—
合計		2,749	13	2,736

(当事業年度)

区分		貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額 が取得原価を超える もの	(1) 株式	3,417	13	3,404
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	3,417	13	3,404
貸借対照表計上額 が取得原価を超えない もの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	—	—	—
合計		3,417	13	3,404

③ 事業年度中に売却したその他有価証券

(前事業年度)

該当事項はありません。

(当事業年度)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

	前事業年度 (自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月31日)	当事業年度 (自 平成29年 4月 1日 至 平成30年 3月31日)
販売費・一般管理費の株式報酬費用	44 百万円	62 百万円

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

① 第1回新株予約権

	平成29年8月9日から行使可 能なもの	平成30年8月9日から行使可 能なもの	平成31年8月9日から行使可 能なもの
決議年月日	平成26年7月24日		
付与対象者の区分及び人数	当社取締役(社外取締役を除く)6名		
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 27,800株	普通株式 27,800株	普通株式 28,300株
付与日	平成26年8月8日		
権利確定条件	新株予約権の行使時において、当社取締役であることを要します。ただし、当社取締役会が合理的な理由があると認める場合はこの限りではありません。		
対象勤務期間	自 平成26年8月8日 至 平成29年8月8日	自 平成26年8月8日 至 平成30年8月8日	自 平成26年8月8日 至 平成31年8月8日
権利行使期間	自 平成29年8月9日 至 平成32年8月8日	自 平成30年8月9日 至 平成32年8月8日	自 平成31年8月9日 至 平成32年8月8日

(注) 株式数に換算して記載しております。

② 第2回新株予約権

	平成30年8月12日から行使可 能なもの	平成31年8月12日から行使可 能なもの	平成32年8月12日から行使可 能なもの
決議年月日	平成27年7月27日		
付与対象者の区分及び人数	当社取締役(社外取締役を除く)6名		
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 22,500株	普通株式 22,500株	普通株式 23,000株
付与日	平成27年8月11日		
権利確定条件	新株予約権の行使時において、当社取締役であることを要します。ただし、当社取締役会が合理的な理由があると認める場合はこの限りではありません。		
対象勤務期間	自 平成27年8月11日 至 平成30年8月11日	自 平成27年8月11日 至 平成31年8月11日	自 平成27年8月11日 至 平成32年8月11日
権利行使期間	自 平成30年8月12日 至 平成33年8月11日	自 平成31年8月12日 至 平成33年8月11日	自 平成32年8月12日 至 平成33年8月11日

(注) 株式数に換算して記載しております。

③ 第3回新株予約権

	平成31年8月11日から行使可 能なもの	平成32年8月11日から行使可 能なもの	平成33年8月11日から行使可 能なもの
決議年月日	平成28年7月26日		
付与対象者の区分及び人数	当社取締役(社外取締役を除く)7名		
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 31,400株	普通株式 31,400株	普通株式 32,000株
付与日	平成28年8月10日		
権利確定条件	新株予約権の行使時において、当社取締役であることを要します。ただし、当社取締役会が合理的な理由があると認める場合はこの限りではありません。		
対象勤務期間	自 平成28年8月10日 至 平成31年8月10日	自 平成28年8月10日 至 平成32年8月10日	自 平成28年8月10日 至 平成33年8月10日
権利行使期間	自 平成31年8月11日 至 平成34年8月10日	自 平成32年8月11日 至 平成34年8月10日	自 平成33年8月11日 至 平成34年8月10日

(注) 株式数に換算して記載しております。

④ 第4回新株予約権

	平成32年8月18日から行使可能なもの	平成33年8月19日から行使可能なもの	平成34年8月19日から行使可能なもの
決議年月日	平成29年7月27日		
付与対象者の区分及び人数	当社取締役（社外取締役を除く）8名		
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 42,800株	普通株式 42,800株	普通株式 43,500株
付与日	平成29年8月17日		
権利確定条件	新株予約権の行使時において、当社取締役であることを要します。ただし、当社取締役会が合理的な理由があると認める場合はこの限りではありません。		
対象勤務期間	自 平成29年8月17日 至 平成32年8月17日	自 平成29年8月17日 至 平成33年8月18日	自 平成29年8月17日 至 平成34年8月18日
権利行使期間	自 平成32年8月18日 至 平成35年8月17日	自 平成33年8月19日 至 平成35年8月17日	自 平成34年8月19日 至 平成35年8月17日

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（平成30年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① スtock・オプションの数

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権
権利確定前（株）				
前事業年度末	83,900	68,000	94,800	—
付与	—	—	—	129,100
失効	—	—	—	—
権利確定	27,800	—	—	—
未確定残	56,100	68,000	94,800	129,100
権利確定後（株）				
前事業年度末	—	—	—	—
権利確定	27,800	—	—	—
権利行使	24,800	—	—	—
失効	—	—	—	—
未行使残	3,000	—	—	—

② 単価情報

	第1回新株予約権(注1)	第1回新株予約権(注2)	第1回新株予約権(注3)
決議年月日	平成26年7月24日	平成26年7月24日	平成26年7月24日
権利行使価格（円）	1	1	1
行使時平均株価（円）	941	—	—
付与日における公正な評価単価（円）	721	702	684

- (注) 1 第1回新株予約権のうち平成29年8月9日から行使可能なもの  
 2 第1回新株予約権のうち平成30年8月9日から行使可能なもの  
 3 第1回新株予約権のうち平成31年8月9日から行使可能なもの

	第2回新株予約権(注1)	第2回新株予約権(注2)	第2回新株予約権(注3)
決議年月日	平成27年7月27日	平成27年7月27日	平成27年7月27日
権利行使価格（円）	1	1	1
行使時平均株価（円）	—	—	—
付与日における公正な評価単価（円）	952	936	919

- (注) 1 第2回新株予約権のうち平成30年8月12日から行使可能なもの  
 2 第2回新株予約権のうち平成31年8月12日から行使可能なもの  
 3 第2回新株予約権のうち平成32年8月12日から行使可能なもの

	第3回新株予約権(注1)	第3回新株予約権(注2)	第3回新株予約権(注3)
決議年月日	平成28年7月26日	平成28年7月26日	平成28年7月26日
権利行使価格(円)	1	1	1
行使時平均株価(円)	—	—	—
付与日における 公正な評価単価(円)	737	720	703

(注) 1 第3回新株予約権のうち平成31年8月11日から行使可能なもの

2 第3回新株予約権のうち平成32年8月11日から行使可能なもの

3 第3回新株予約権のうち平成33年8月11日から行使可能なもの

	第4回新株予約権(注1)	第4回新株予約権(注2)	第4回新株予約権(注3)
決議年月日	平成29年7月27日	平成29年7月27日	平成29年7月27日
権利行使価格(円)	1	1	1
行使時平均株価(円)	—	—	—
付与日における 公正な評価単価(円)	730	716	703

(注) 1 第4回新株予約権のうち平成32年8月18日から行使可能なもの

2 第4回新株予約権のうち平成33年8月19日から行使可能なもの

3 第4回新株予約権のうち平成34年8月19日から行使可能なもの

### 3. 当事業年度において付与されたストック・オプションについての公正な評価単価の見積方法

#### (1) 使用した評価技法

ブラック・ショールズ式

#### (2) 主な基礎数値及びその見積方法

	第4回新株予約権(注1)	第4回新株予約権(注2)	第4回新株予約権(注3)
株価変動性	(注4) 30.298%	(注5) 31.037%	(注6) 30.800%
予想残存期間(注7)	4.5年	5.0年	5.5年
予想配当(注8)	33円/株	33円/株	33円/株
無リスク利率(注9)	△0.083%	△0.076%	△0.073%

(注) 1 第4回新株予約権のうち平成32年8月18日から行使可能なもの

2 第4回新株予約権のうち平成33年8月19日から行使可能なもの

3 第4回新株予約権のうち平成34年8月19日から行使可能なもの

4 4年6カ月間(平成25年2月18日～平成29年8月17日まで)の株価実績に基づき算定しております。

5 5年間(平成24年8月18日～平成29年8月17日まで)の株価実績に基づき算定しております。

6 5年6カ月間(平成24年2月18日～平成29年8月17日まで)の株価実績に基づき算定しております。

7 十分なデータの蓄積がなく、合理的な見積もりが困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積もっております。

8 過去の配当実績を踏まえ、平成29年3月期と同値を用いております。

9 新株予約権の付与日から予想残存期間を経過した日を基準として、前後3ヶ月以内に償還日が到来する長期利付国債の複利利回りの平均値であります。

### 4. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみを反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
繰延税金資産		
未払事業税	131百万円	183百万円
貸倒引当金超過額	493	424
未払役員退職慰労金	63	63
金融商品取引責任準備金	922	915
賞与引当金	54	70
その他	54	70
繰延税金資産計	1,716	1,723
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△838	△1,042
その他	△0	△0
繰延税金負債計	△838	△1,043
繰延税金資産の純額	878	681

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

(セグメント情報等)

**【セグメント情報】**

前事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

当社はオンライン証券取引サービスの単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

当社はオンライン証券取引サービスの単一セグメントであるため、記載を省略しております。

**【関連情報】**

前事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高(営業収益)が損益計算書の売上高(営業収益)の90%を超えるため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高(営業収益)

本邦以外の外部顧客への売上高(営業収益)がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高(営業収益)のうち、損益計算書の売上高(営業収益)の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

当事業年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高(営業収益)が損益計算書の売上高(営業収益)の90%を超えるため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高(営業収益)

本邦以外の外部顧客への売上高(営業収益)がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高(営業収益)のうち、損益計算書の売上高(営業収益)の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

**【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】**

当社はオンライン証券取引サービスの単一セグメントであるため、記載を省略しております。

**【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】**

該当事項はありません。

**【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】**

該当事項はありません。

(持分法損益等)

関連会社がないため、持分法の適用はありません。



【関連当事者情報】

前事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る)等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	有限会社松興社	東京都文京区	50	不動産の売買、賃貸及び管理	(被所有) 直接 13.92	不動産の賃借	不動産賃貸借契約	14	—	—

(注) 1 上記の金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておりません。

2 有限会社松興社は法人主要株主にも該当しております。

3 取引条件及び取引条件の決定方針等

上記取引は、主として、有限会社松興社所有の不動産物件を社員寮として使用するため賃借しているものであります。

当社が有限会社松興社に対して支払っている賃借料については、近隣の取引実勢を参考にして決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る)等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	有限会社松興社	東京都文京区	50	不動産の売買、賃貸及び管理	(被所有) 直接 13.92	不動産の賃借	不動産賃貸借契約	14	—	—

(注) 1 上記の金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておりません。

2 有限会社松興社は法人主要株主にも該当しております。

3 取引条件及び取引条件の決定方針等

上記取引は、主として、有限会社松興社所有の不動産物件を社員寮として使用するため賃借しているものであります。

当社が有限会社松興社に対して支払っている賃借料については、近隣の取引実勢を参考にして決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

## (1株当たり情報)

	前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
1株当たり純資産額	369.02円	384.12円
1株当たり当期純利益	41.67円	50.28円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	41.65円	50.24円

(注) 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
1株当たり当期純利益		
当期純利益(百万円)	10,697	12,908
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る当期純利益(百万円)	10,697	12,908
普通株式の期中平均株式数(株)	256,731,362	256,741,264
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
普通株式増加数(株)	115,714	199,670
(うち新株予約権(株))	(115,714)	(199,670)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり 当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	—	

## (重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤ 【附属明細表】

【有価証券明細表】

投資有価証券

当事業年度末における投資有価証券の貸借対照表計上額が、資産の総額の100分の1以下であるため、財務諸表等規則第124条の規定により作成を省略しております。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価 償却累計額 又は償却 累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末 残高 (百万円)
有形固定資産							
建物	653	0	0	653	494	18	159
器具備品	1,190	8	349	848	597	103	251
土地	434	—	—	434	—	—	434
有形固定資産計	2,278	8	350	1,936	1,091	121	845
無形固定資産							
ソフトウェア	17,518	1,775	598	18,696	14,231	1,428	4,465
その他	20	—	—	20	20	—	0
無形固定資産計	17,538	1,775	598	18,716	14,251	1,428	4,465
長期前払費用	23	2	1	25	11	6	14

(注) 器具備品及びソフトウェアの増加は、主として各種新サービスの追加、ネットストックシステムの能力強化あるいは改良等に必要システム投資を中心とする設備投資に伴うものです。

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	126,000	187,500	0.14	—
1年以内に返済予定の長期借入金	100	100	0.60	—
1年以内に返済予定のリース債務	—	—	—	—
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)	150	50	0.60	平成31年 7月31日
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く)	—	—	—	—
その他有利子負債				
信用取引借入金(1年以内返済)	5,932	37,158	0.60	—
合計	132,182	224,808	—	—

(注) 1 「平均利率」については、借入金の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2 長期借入金の決算日後5年内における返済予定額は以下のとおりであります。

区分	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	50	—	—	—

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	1,665	221	96	250	1,540
賞与引当金	174	227	174	—	227
金融商品取引責任準備金	3,012	—	—	25	2,987

(注) 1 貸倒引当金の当期減少額(その他)は、主に洗替による戻入額及び個別貸倒引当金に対する回収可能性の見直しによる戻入額であります。

2 金融商品取引責任準備金の当期減少額(その他)は、必要額に対する超過額の取崩によるものであります。

【資産除去債務明細表】

当事業年度期首及び当事業年度末における資産除去債務の金額が当事業年度期首及び当事業年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、記載を省略しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

① 資産の部

(a) 現金・預金

内訳	金額(百万円)
現金	0
預金	36,256
当座預金	29,667
普通預金	6,563
別段預金	26
合計	36,256

(b) 預託金

内訳	金額(百万円)
顧客分別金信託	443,000
顧客区分管理信託	12,500
その他の預託金	12
合計	455,512

(c) 信用取引資産

内訳	金額(百万円)
信用取引貸付金	308,037
信用取引借証券担保金	2,537
合計	310,574

② 負債の部

(a) 信用取引負債

内訳	金額(百万円)
信用取引借入金	37,158
日本証券金融株式会社	37,158
信用取引貸証券受入金	29,266
合計	66,423

## (b) 預り金

内訳	金額(百万円)
顧客からの預り金	245,810
その他の預り金	7,206
合計	253,016

## (c) 受入保証金

内訳	金額(百万円)
信用取引受入保証金	171,917
先物取引受入証拠金	20,086
その他の受入保証金	15,873
合計	207,875

## (d) 短期借入金

内訳	金額(百万円)
株式会社三井住友銀行	28,000
三井住友信託銀行株式会社	25,000
株式会社みずほ銀行	20,000
株式会社三菱東京UFJ銀行	20,000
株式会社八十二銀行	7,000
株式会社静岡銀行	5,000
農林中央金庫	5,000
株式会社りそな銀行	5,000
その他	19,500
コール・マネー	53,000
1年以内に返済予定の長期借入金	100
合計	187,600

## (3) 【その他】

当事業年度における四半期情報等

(累計期間)		第1四半期	第2四半期	第3四半期	当事業年度
営業収益	(百万円)	7,215	14,586	23,327	32,210
純営業収益	(百万円)	6,896	13,852	22,023	30,480
税引前四半期(当期)純利益	(百万円)	4,016	8,050	13,200	18,656
四半期(当期)純利益	(百万円)	2,780	5,570	9,136	12,908
1株当たり四半期(当期)純利益	(円)	10.83	21.70	35.58	50.28

(会計期間)		第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益	(円)	10.83	10.87	13.89	14.69

## 第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	毎事業年度末日の翌日から3か月以内
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	—
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	当会社の公告は、電子公告によりこれを行います。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載してこれを行います。 なお、電子公告は当会社のホームページに掲載しており、そのアドレスは次のとおりです。 <a href="https://www.matsui.co.jp/">https://www.matsui.co.jp/</a>
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について次に掲げる権利以外の権利を行使することができません。

会社法第189条第2項各号に掲げる権利

会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

## 第7 【提出会社の参考情報】

### 1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

### 2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類、有価証券報告書の確認書

事業年度 第101期（自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月31日）平成29年 6月19日に関東財務局長に提出

(2) 内部統制報告書

事業年度 第101期（自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月31日）平成29年 6月19日に関東財務局長に提出

(3) 四半期報告書、四半期報告書の確認書

第102期第1四半期（自 平成29年 4月 1日 至 平成29年 6月30日）平成29年 8月10日に関東財務局長に提出

第102期第2四半期（自 平成29年 7月 1日 至 平成29年 9月30日）平成29年11月13日に関東財務局長に提出

第102期第3四半期（自 平成29年10月 1日 至 平成29年12月31日）平成30年 2月13日に関東財務局長に提出

(4) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）の規定に基づく臨時報告書を平成29年 6月26日に関東財務局長に提出

(5) 発行登録書(社債)及びその添付書類

平成29年11月21日に関東財務局長に提出

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。



# 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成30年6月18日

松井証券株式会社  
取締役会 御中

## P w C あらた有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 小林 尚 明 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 大 辻 竜 太 郎 ㊞

### <財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている松井証券株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第102期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、松井証券株式会社の平成30年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### <内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、松井証券株式会社の平成30年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

#### 内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、松井証券株式会社が平成30年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(※)1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

**【表紙】**

**【提出書類】** 内部統制報告書

**【根拠条文】** 金融商品取引法第24条の4の4第1項

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 平成30年6月18日

**【会社名】** 松井証券株式会社

**【英訳名】** MATSUI SECURITIES CO., LTD.

**【代表者の役職氏名】** 代表取締役社長 松井 道夫

**【最高財務責任者の役職氏名】** 該当事項はありません。

**【本店の所在の場所】** 東京都千代田区麴町一丁目4番地

**【縦覧に供する場所】** 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長松井道夫は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

## 2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である平成30年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しております。

本評価においては、財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定いたしました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、当社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定いたしました。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、各事業拠点の前事業年度の営業収益の金額が高い拠点から合算していき、前事業年度の営業収益の概ね2/3に達している2事業拠点を「重要な事業拠点」といたしました。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として委託手数料、トレーディング損益、信用取引収益、信用取引費用、預託金、金銭の信託、信用取引資産、有価証券担保貸付金、短期差入保証金、信用取引負債、有価証券担保借入金、顧客からの預り金、受入保証金、短期借入金及び長期借入金に至る業務プロセスを評価の対象といたしました。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しております。

## 3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

## 4 【付記事項】

該当事項はありません。

## 5 【特記事項】

該当事項はありません。

**【表紙】**

<b>【提出書類】</b>	確認書
<b>【根拠条文】</b>	金融商品取引法第24条の4の2第1項
<b>【提出先】</b>	関東財務局長
<b>【提出日】</b>	平成30年6月18日
<b>【会社名】</b>	松井証券株式会社
<b>【英訳名】</b>	MATSUI SECURITIES CO., LTD.
<b>【代表者の役職氏名】</b>	代表取締役社長 松井 道夫
<b>【最高財務責任者の役職氏名】</b>	該当事項はありません。
<b>【本店の所在の場所】</b>	東京都千代田区麴町一丁目4番地
<b>【縦覧に供する場所】</b>	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長松井道夫は、当社の第102期(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)の有価証券報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。